$\bigcirc$ 農業: 協 同 組合等がそ  $\mathcal{O}$ 経営 の健全性 を判断するため  $\mathcal{O}$ 基準 (平成十八年金 融庁 農林水産省告示第二号

\_

次の 表により、 改正 前 欄に 掲 げる規定の傍線を付 L た部 分をこれ に順次対 応する改正 後 欄 に掲 げ る規定

 $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分の ように 改 め、 改 Ē 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L て 掲 げ るそ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分に二重 傍 線 を付

L

た規定

(以 下

「対象

規定」

という。

は、

その

標

記

部

分

が

同

\_\_

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は

当

該

対 象

規定を改

正

後

欄

12

掲

げ

る もののように改め、 その標記部分が 異なる ものは 改 正 前 欄 に 掲 げ る対象規定を改正 後欄 に 掲 げ る 対 象 規

定として移動し、 改正 前 欄に 掲 がげる対 象規定 で改一 Ē 後欄 にこれに対応するものを掲げて *\*1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は

れを削 り、 改 正 後 欄 に掲 げる 対 象規定で改 Ē 前 欄 にこれに対 応するもの を掲げて **,** \ な V ₽ Oは これを加

える。

号に定めるところによる。この三 適格中央清算機関がるところにより信用リークをあるところにより信用リークを表す。	第一条 この告示において、附則		
に定めるところによる。 「イーハ 略」 「イーハ 略」 「イーハ 略」 「イーハ 略」 「イーハ 略」 「アナットの額を算出するに当たっかるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たっかるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たった。 「イーハ 略」	次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	章~第七章 略] 章~第七章 略] 章~第七章 略] 音~第三章 略] 章~第三章 略] 章~第三章 略] 章~第三章 略] 章~第三章 略] 章~第三章 略] 章~第七章 略] 章	改正後
「八〜三十五 司上」	第一条 [同上] 附則	「第一章~第三章 同上]   「第一章~第三章 同上]   「第一章~第三章 同上]   「第一章~第三章 同上]   「第五節~第三節 同上]   三条の六)   三条の六    三条の六	改正前

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

ヤーをいう。

[イ~へ 略]

一 国際復興開発銀行向けエクスポージャー一 国際復興開発銀行、国際金融公式ポージャー一 国際復興開発銀行、国際金融公式、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

\_チ・リ 略」

[三十七・三十七の二 略]

るエクスポージャーをいう。 
「項において同じ。)並びにこれらに関する担保の提供により生ず 
「決済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一 
大済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一 
大済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一 
大済期間取引をいう。

[三十七の四~七十九 略]

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 [略]

発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多

三十六 [同上]

[イ~へ 同上]

アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フアジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

[チ・リ 同上]

[三十七・三十七の二 同上]

形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエク三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ

スポージャーをいう。

[三十七の四~七十九 同上]

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 [同上]

興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多

アインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジ資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

零パーセントとする。

### 第四十五条 [略]

#### 3 4 略

(オフ・バランス取引の与信相当額)

のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

## 第四十五条 [同上]

である。 であって国により当該保証に係る必 のに限る。)であって国により当該保証に係る必 のに限る。)であって国により当該保証に係る必 条第三十六号リに規定する経営安定関連保証(信用保証協会(第一 を第三十六号リに規定する経営安定関連保証(信用保証協会(第一 のに限る。)であって国により当該保証に係る必 のに限る。)であって国により当該保証に係る必 のに限る。)であって国により当該保証に係る必 のに限る。)であって国により当該保証に係る必 のに限る。)であって国により当該保証に係る必 を第二百六十四号)第二条第四項に規定する特定中小企業者に対す

### [3・4 同上]

# (オフ・バランス取引の与信相当額

)に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額(見かけの額ではなく、
与言相当額は、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ

	百	略	(パーセント)
大 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に よる担保の提供(SA 一CCR(第五十一条 に定めるところにより	七 信用供与に直接的に		類オフ・バランス取引の種
	信用供与に直接 的に代替する偶発 的に代替する偶発 がしま書を含む。 が及び元本補塡信 が及び元本補塡信		備考
	百		
	百	同上	(パーセント)
八有価証券の貸付、現金若しくは有価証券にはる担保の提供又は有価証券の買戻条件付売	百七信用供与に直接的に	[同上]	(パーセント) 類 オフ・バランス取引の種

よくは売戻条件付購入券の買戻条件付売却若	を除く。)又は有価証当額が算出されるものる担保の提供で与信相	、これらの取引におけ 第出する場合において	引に係る与信相当額をこれに類する海外の取	しくは信用取引その他くはレポ形式の取引若	長期決済期間取引若し用いて派生商品取引、	いう。以下同じ。)を	当額を算出することをるところにより与信相	式(第五十二条に定め	待エクスポージャー方	当額を算出し、又は期期間下身間下りに係る与信相	取引若しくは長期決済	。)を用いて派生商品	ことをいう。以下同じ

3||  $2\|$ 第五十条 2 においてSA-CCRを用いて派生商品取引の与信相当額を算出し 用いて与信相当額を算出することができない。 的手法採用組合は、全ての派生商品取引について、 額を算出することをいう。以下同じ。)を用いて、派生商品取引の 間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算 与信相当額を算出することができる。この場合において、 に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・ 出対象から除くことができる。 は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期 次条から第五十二条の六までに定めるところによりSA-CCR又 及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は、 エクスポージャー方式 (与信相当額の算出) る組合のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、次の各号 (注1) 略 項の規定にかかわらず、 第五十二条第一項の承認を受けた組合 先進的計測手法採用組合 先渡、 (注2) スワップ、 (第五十三条に定めるところにより与信相当 略 オプションその他の派生商品取引(次項 標準的手法採用組合は、 SA-CCR& 前項各号に掲 当該標準 第五十条 2 [項を加える。 [項を加える。] ント・ 相当額は、 為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことがで 方式を用いて算出する。 (与信相当額の算出 同上 (注1) エクスポージャー方式、 先渡、 次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレ スワップ、 (注2) ただし、 同 オプションその他の派生商品取引の与信 上 標準方式又は期待エクスポージャー 原契約期間が五営業日以内の外国

一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする続することができない旨を行政庁に届け出たとき又は第五十二条第ているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継

受渡し又は決済を行う取引 する。この場合において、 満たすものをいう。以下同じ。)の与信相当額の算出について準用 号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を 日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、 長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。 であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業 前三項の規定は、 長期決済期間取引 標準的手法採用組合は、 (派生商品取引に該当するものを除く。 (有価証券等及びその対価 派生商品取引と かつ、次の各 0  $2\|$ 

#### [一·二 略]

期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することがで一形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についてもるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポージ標準的手法採用組合が第五十二条から第五十二条の六までに定め 3

信相当額を算出することを要しない。
・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与過標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

#### [一·二 略

7 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当た

期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。この場合において、標準的手法採用組合は、派生商品取引と長に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。)の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用組合は、派生商品取引と表明決済期間取引(有価証券等及びその対価の受前項の規定は、長期決済期間取引(有価証券等及びその対価の受

### [一・二 同上]

きる。 期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することがで 形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても るところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ るところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ

り与信相当額を算出することを要しない。
・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定によ4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

### 一・二 同上

5

標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当た

っては、 CVAの影響を勘案しないものとする

8 略

### (SA-CCR)

第五十一条 ネッティング契約下にある取引の集合に限る。)において、 額を算出する。ただし、 は個別取引をいう。 る取引にあっては当該取引の集合をいい、 ネッティング・セット マージン・アグリーメント 標準的手法採用組合がSA-CCRを用いる場合には、 以下同じ。 (法的に有効な相対ネッティング契約下にあ ネッティング・セット(法的に有効な相対 (取引相手方に係るエクスポージャーの ) ごとに、 それ以外の取引にあって 次の算式により与信相当 複数の 2

提供を求めることができる旨の契約をいう。 額が指定された額を超えたときに、 当該取引相手方に対して担保の 以下この条並びに次条

第五項及び第十 一項において同じ。 が締結されている場合には、

個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに 与信相当額を算出するものとする。

与信相当額=1.4× (RC+PFE)

RCは、再構築コスト(以下この条において同じ。)

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額(以下この条において

める算式を用いて算出するものとする。

2

前項のRCは、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定

マージン・アグリーメントを締結していない場合

っては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 同上

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十一条 を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより 標準的手法採用組合がカレント・エクスポージャー方式

次の各号に掲げるいずれかの額

与信相当額を算出する。

- の額。ただし、零を下回らないものとする。 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コスト
- らないものとする。 ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については
- 次の各号に掲げるいずれかの額

3

一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイ 掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同 ティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に 数倍するものとする。) を乗じて得た額又はクレジット・デリバ て区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただ 表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン し、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回 という。) 、表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じ

## $RC = max\{V - C, 0\}$

 $C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$ 

 $-C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$ 

いけ、 号及び第六項において同じ。) ネッティング・セットに含まれる取引の時価の合計額(次

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額 (次号及び第六項におい

Ccollectは、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額 て国じ。)

Hcontenは、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する

の額を調整するための値をいう。 ボラティリティ調整率 (担保の価格変動リスクを勘案して担保 以下この条において同じ。)

Hfxcollectは、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクス ボラティリティ調整率 ポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用する

Cpostは、取引相手方へ差し入れた担保(取引相手方以外の第三者 のを除く。)の額 対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているも 続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手

た資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率 担保を差し入れる場合において、 取引相手方に引き渡し

Hfxpost/よ、 保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率 担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担

> イ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)の掛目

	Г .			Γ .	
イ関連取引その他のコモディテ	関連取引を除く。)	株式関連取引	金利関連取引	が金関連取引外国為替関連取引及	取引の区分
一年超五年以内	五年超 一年超五年以内 一年以内	五年超 一年超五年以内 一年以内	五年超 一年超五年以内 一年以内	一年超五年以内 一年以内	残存期間の区分
± + · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ハ 七 七 ・・・ ○ ○ ○	十 八 六 · · · · ○ ○ ○	- 〇 〇 · · · 五 五 〇	七五一. 五〇〇	(パーセント)

一 マージン・アグリーメントを締結している場合

 ${}^{?}C = max{V - C, TH + MTA - NICA, 0}$ 

THは、信用極度額(取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額)

MTAは、最低引渡担保額(取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額)

NICAは、雪やに塊冷するCと回じ。ただし、凝動間港後は深へ。

3

マージン・アグリーメントを締結していない場合応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

$$H_N imes \sqrt{\frac{min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネッティング・セット(以下この項、第十七項及び第十八

項において同じ。)

Hyは、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自組合推計ボラティリティ 調整率(次号において同じ。)

Masは、NSに含まれる取引の残存期間(当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

xは、Mを算出するために用いた保有期間(次号において同じ。

特定の支払期日においてその時点でのエクスポー

五年超

十五・〇

・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。

うこととする。は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない

要しない。
いては、この項に係る額を与信相当額に加えることを(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップにつ

限る。)等をいう。 先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に、為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金プション(オプション権の取得に限る。)等をいう。(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオ

\_

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H_N imes \sqrt{rac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間(マージン・アグ

リーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッテ番が無点の猫醞やいう。以下回じ。)

の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティングー 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性イング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。 コープ・ロットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

口

・セット 二十営業日

| 件数が五千件を超えたネッティング・セット | 二十営業日 | 準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引 | 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基

・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング

ョン(オプション権の取得に限る。)等をいう。 利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプシ

- をいう。

  一次のでオプション(オプション権の取得に限る。)等
  (注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワッ
- (注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取(注9) その他のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプのコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプロンジット・デリバティア・関連取引とは、エネルギー取

 

 ・スワップ ジット・デフォルト
 その他の債務者
 (パーセント)

 ・スワップ又はクレ ジット・デフォルト
 その他の債務者
 土・○

(注1) 標準的手法採用組合がプロテクション提供者である

の額が調整されるネッティング・セット F+N-1 五 N (二以上の整数とする。) 日ごとの値洗いにより変動証拠金

Fは、前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

5 間を要する場合が三回以上生じた場合には、 争により 額 連 るリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクの 化を担保額によって調整する仕組みをいう。 ジン期間とする。 の間は、 調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変 続する二の四半期の間に、 項の規定にかかわらず、 当該ネッティング・セットについては、 前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期 算出基準日を含む四半期の前の直近の ネッティング・ セットについて 次の連続する二の四半 以下同じ。 前項各号に定め に係る係

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

 $\overline{PFE} = multiplier \times AddOn^{aggregate}$ 

 $multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$ 

 $\times exp\left(\frac{V-C}{2\times(1-0.05)\times AddOn^{aggregate}}\right)\right\}$ 

 $\overline{AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}}$  $\overline{+AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}}$ 

AddOn<sup>(IR)</sup>は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn (FX) は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn <sup>(Credit)</sup>は、信用デリバティブに係るアドオン

場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目場合の掛目とする。ただし、標準的手法採用組合がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払である場合においては、プロテクション購入者が支払らず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出らず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出らず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出らず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出るものとする。この場合において、標準的手法採用組合がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者のおいて、取りの相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

- リスク・ウェイトが規定されている主体① 第二十七条から第三十三条までの規定において、
- ② 金融機関(第一条第七号口に掲げる者を除く。) 金融機関(第一条第七号口に掲げる者を除く。) 金融機関(第一条第七号口に掲げる者を除く。)

AddOn (Com)は、エクイティ・デリバティブに係るアドオンAddOn (Com)は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

てることができる。 でることができる。 ででし、当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう でることができる。 でることができる。 でることができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ

四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ

イバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドラ

- とする。

  引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるもの

  明の区分に応じ、当該各号に定めるへッジセットに割り当てるもの
- ブごとに設けられたヘッジセット 一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティ
- 三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット 二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照

(注3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ 数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて 原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とする複数の資産のうちこ番 目に信用リスクの高い資産に基づいては でリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終 フするものについて準用する。

ネットのアドオン = 0.4 x グロスのアドオン

 $+0.6 \times \frac{$ ネット再構築コスト}  $\times$  グロスのアドオン

四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

五. 他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごと に設けられたヘッジセット コモディティ・デリバティブ エネルギー、 金属、農産物その

9 項及び第五十二条の三において同じ。) 間の差異をいう。) を参照 する取引については、 アクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取 ファクター(当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。 前項の規定にかかわらず、ベーシス(同一通貨の異なるリスク・ 前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・フ 以下この

10 るものとする。 いては、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、 ヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当て 前二項の規定にかかわらず、 ボラティリティを参照する取引につ 同項各号に定める

引を割り当てるものとする。

11 0 第六項の算式中AddOn(IR)は、 次に掲げるところに従い 算出する

算出に用いる算式は、次のとおりとする。

 $AddOn^{(IR)} = \sum_{i} AddOn_{j}^{(IR)}$ 

AddOn<sup>(IR)</sup>は、通貨j建ての金利デリバティブのヘッジセットに係 るアドオンの額の合計額

トの区分に応じ、 前号の算式中AddOnj(IR)は、 同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに 次の表の上欄に掲げるヘッジセッ

係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	(パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇 五 〇
第九項に規定するヘッジセット	〇. 二五五
ヘッジセット 第十項に規定する別に設けられた	二. 五〇

場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する

 $\left[ \left( D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)}$ 

$$+1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} \Big]^{\frac{1}{2}}$$

Dimaは、通貨j建てであり、かつ、Ei (第五号に規定するEiをいう。以下この号において同じ。) が一年未満である金利デリ

バティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。 --

D<sup>(IR)</sup>は、通貨j建てであり、かつ、Eiが一年以上五年以下である

金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。)

Dimは、通貨j建てであり、かつ、Eiが五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。)

 $\left|D_{j1}^{(IR)}\right| + \left|D_{j2}^{(IR)}\right| + \left|D_{j3}^{(IR)}\right|$ 

タ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデル四が一分の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該四

整値は十営業日を年換算した値とする。整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値整値は十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調整値

デュレーション調整値 =  $\frac{exp(-0.05 \times S_i) - exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$ 

Siは、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間
の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブス
は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が

経過している場合には、零とする。

E.は、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間 の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値

をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区

の下欄に定める算式を用いて算出した値

プット・オプションの買い	コール・オプションの売り	コール・オプションの買い	取引の区分
$-\phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$	$-\phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$	$\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$	算式

プット・オプションの売り $\left( \ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i \right)$

区分に応じ、当該イ又は口に定める算式を用いて算出する。 マージン・アグリーメントを締結していない場合

 $min\{M_i, 250\}$ 

Miは、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、 当該金利デ

数(十営業日未満であるときは、十営業日)をいう。 原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、 である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日 リバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該 原資産

ㅁ マージン・アグリーメントを締結している場合

ν ×  $\frac{MPOR_i}{250}$ 

MPORiは、当該金利デリバティブiを含むネッティング・セット のリスクのマージン期間

第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九

八

第四項の規定は、

前号ロのリスクのマージン期間の算出につ

て準用する。

この場合において、

「前項第二号」とあるのは、

項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるも のとする。 み替えて準用する前項の」と、 合において 七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。 第五項の規定は、 「前項の」とあるのは 担保額調整に係る係争がある場合における第 「前項各号」とあるのは 「第十一項第八号において読 第十 この場

12

第六項の算式中Addon(FX)は、 次に掲げるところに従い、 算出する

算出に用いる算式は、 次のとおりとする。

 $AddOn^{(FX)} =$  $\sum AddOn_{HS_j}^{(FX)}$ 

AddOn(E) は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。 トの区分に応じ、 前号の算式中AddOnHSj(FX)は、 同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに 次の表の上欄に掲げるヘッジセッ

<u>-</u>	ヘッジセット第十項に規定する別に設けられた
四	第八項各号に定めるヘッジセット
(パーセント)	公区のイベルベベン

リバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調 整値を乗じて得た額の合計額とする。 セットに含まれる外国為替デリバティブごとに、 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、 当該外国為替デ ヘッジ

四 前号のデルタ調整値は、 次のイからハまでに掲げる取引の区分

に応じ、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものろえて、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異とする。

為替レート等」と、 項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 のデルタ調整値」 分に限る。 イからハまで」とあるのは オプション 五」と読み替えるものとする。 の規定を準用する。 値の算出については、 とあるのは 「oiは、 イ」と、 〇・五」とあるのは「oiは、 「次項第三号のデルタ調整値 この場合において、 前項第六号 金利等」 とあるのは (イに係る部 ) 」と、 「第四号

五. 項第七号ロ」とあるのは とあるのは 整値の算出について準用する。 「第四号」とあるのは 前項第七号から第九号までの規定は、 「外国為替デリバティブ」と、 「次項第三号」 「第十二項第五号において読み替えて準 この場合において、 Ł, 第三号のマージン期間調 同項第八号中 「金利デリバティブ」 同項第七号中 「第十一

リバティブの時価が下落するもの

マイナスー

ブが参照する為替レー

ト等が上昇する場合に、

当該外国為替デ

用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えるものとする。

3 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次に掲げるところに従い、算出と記み書えるものとする

する。

 $+ \sum_{k} \left(1 - (\rho_{k}^{(Credit)})^{2}\right) \times \left(AddOn(Entity_{k})\right)^{2} \right]^{\frac{1}{2}}$ 

AddOn(Entityk)は、Entitykを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Entityklt、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インデックス。

ρ[Credit]は、Entityk/こ係る相関係数

リバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ一 前号の算式中Addon(Entityk)は、次のイ又はロに掲げる信用デ

とする。 信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応す る信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目 次の表の上欄に掲

	六.00	1   6
	一、六〇	1   5
	一・〇六	1   4   4
	〇 五 四	1   3   3
	O· <u>Ш</u>	
	〇・三八	1   1   1
	(パーセント)	スク区分 業法人等の格付に対応する信用リ 適格格付機関により付与された事

(注)

第二十七条第一項に掲げる							の格付に対応する信用リ機関により付与された事	ソンク区分に成じ 同妻のつ
第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リス	六〇〇	一六〇	一〇六	〇 五 四	O· <u>Ш</u>	○・三八	(パーセント)	同妻の下欄に定める排目

ク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に

付に対応する信用リスク区分適格格付機関により付与された格	(パーセント)
4-3又は5-3以上	〇・三八
4-3又は5-3未満	一・〇六

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五 ティブの区分に応じ、当該イ又は口に定める値とする。 ニ 第一号の算式中ρk(Credit)は、次のイ又は口に掲げる信用デリバ

整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。
デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調
の 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用

インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

あるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とある十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」と 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第

のは のは デリバティブの」と、 のは「信用デリバティブが」と、 務者に係る契約」と、 るのは「信用デリバティブ」と、 とあるのは 「信用デリバティブi」 心 「信用デリバティブに」と、 「
兩債
務者

に
索め

製

巻

」

と

読

み替

え

る

も

の

と

す

る 「食型デリスティブの」とあるのは 「金利デリバティブ又は負債性商品」 心系 「食型製物」とあるのは 「金利デリバティブi」 心ある 「金利デリバティブが」とある 「金利等又は負債性商品の金利 「信用 原債

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。六、第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区

整値 のとする。 当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては クスの信用状態」と、 るのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデッ 四号のデルタ調整値」とあるのは る部分に限る。 「上昇する場合」とあるのは Ċ オプション (同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 「イからハまで」とあるのは「イ」と、 インデックスを参照する場合にあっては○・八」と、 値の算出については、 の規定を準用する。この場合において、 「σiは、 「悪化する場合」と読み替えるも ○・五」とあるのは「oiは、 「第十三項第四号のデルタ調 第十一項第六号 「金利等」とあ (イに係

の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次

# 式を用いて算出した値

プロテクションの提供	プロテクションの購入	取引の区分
$ \frac{15}{(1+14\times A_i)\times (1+14\times D_i)} $	$\frac{15}{(1+14\times A_i)\times (1+14\times D_i)}$	算式

(注2) Diは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

除した値階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で

が上昇するもの 一 スの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価スの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデック イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち

が下落するもの マイナス一 スの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価 、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデック イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち

は、第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「除型デリンディブ」とあるのは「前田ブリンディブ」と、同項第八号中「第十一項第七号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替える事は、第四号のマージン期では、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において読み替えて準用する前項各を記する。

| 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

14

第六項の算式中AddOn(Equity)は、次に掲げるところに従い、

$$AddOn^{(Equity)} = \left[ \left( \sum_{k} \rho_{k}^{(Equity)} \times AddOn(Equity_{k}) \right)^{2} + \sum_{k} \left( 1 - \left( \rho_{k}^{(Equity)} \right)^{2} \right) \times \left( AddOn(Equity_{k}) \right)^{2} \right]$$

AddOn(Equityk)は、Equitykを参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equitykは、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は 株価指数

# ρ (Equity) は、Equityk/ご係る相関係数

の合計額とする。 エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額 ティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、 一 前号の算式中AddOn(Equityk)は、次の表の上欄に掲げるエクイ

百六十	バティブ のうち、株価を参照するエクイティ・デリットに含まれるエクイティ・デリバティブットに含まれるエクイティ・デリバティブ
十六	参照するエクイティ・デリバティブエクイティ・デリバティブのうち、株価を第九項に規定するヘッジセットに含まれる
<u>=+1</u>	を参照するエクイティ・デリバティブるエクイティ・デリバティブのうち、株価第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ
掛目	エクイティ・デリバティブの区分

百	デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・のうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブタトに含まれるエクイティ・デリバティブ
+1	数を参照するエクイティ・デリバティブエクイティ・デリバティブのうち、株価指第九項に規定するヘッジセットに含まれる
귀	指数を参照するエクイティ・デリバティブるエクイティ・デリバティブのうち、株価第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ

三 第一号の算式中ρκ(Equity)は、次のイ又は口に掲げるエクイティー・デリバティブの区分に応じ、当該イ又は口に定める値とする。

マ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・五中 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額(原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗りて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗りて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗りて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗りて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗りて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗りて得た額をいう。

に応じ、 るの 四号のデルタ調整値」とあるのは 前号のデルタ調整値は、 整値(同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。) る部分に限る。 オプション は 当該イからハまでに定める値とする。 「イからハまで」とあるのは 「株価又は株価指数等」 値の算出については、 の規定を準用する。この場合において、 次のイからハまでに掲げる取引の ٤ 第十四項第四号のデルタ調 「σiは、 「イ」と、 第十一項第六号  $\circ$ 「金利等」とあ 五」とある (イに係 区分

のは

-О

: は

当該エクイティ・デリバティブが株価を参照す

株価指数を参照する場合にあって

は○・七五」と読み替えるものとする。

る場合にあっては一・二〇、

五.

号 中 間調整値の算出について準用する。 第十一項第七号から第九号までの規定は、 ティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、 ティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、 エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの イに掲げる取引以外の取引のうち、 イに掲げる取引以外の取引のうち、 「第四号」 とあるのは 第十四項第四号」と、 この場合において、 当該エクイティ・デリバ 当該エクイティ・デリバ 第四号のマージン期 「金利デリバ マイナスー 同項第七 当該

読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、

「第十一項第七号ロ」とあるのは

「第十四項第六号において

同項第九号中

第十

ナイブ」とあるのは

「エクイティ・デリバティブ」

ح

同項第八

一項第八号において読み替えるものとする。 一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読る前項を表で進用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読る前項を号」と読み替えるものとする。

る。 第六項の算式中AddOn(com)は、次に掲げるところに従い、算出す

算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\begin{split} AddOn^{(Com)} &= \sum_{j} AddOn^{(Com)}_{HS_{j}} \\ AddOn^{(Com)}_{HS_{j}} &= \left[ \left( \rho_{j}^{(Com)} \times \sum_{k} AddOn(Type_{k}^{j}) \right)^{2} \right. \end{split}$$

 $+ \left(1 - \left(\rho_j^{(Com)}\right)^2\right) \times \sum_k \left(AddOn(Type_k^j)\right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$ 

AddOn [60m] は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type!)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

 $\rho_{\rm j}^{\rm (Com)}/$   $\updownarrow$  0.4

前号の算式中AddOn(Typek<sup>j</sup>)は、

次の表の上欄に掲げるコモデ

、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じィティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を

# て得た額の合計額とする。

九	イブ カ以外を参照するコモディティ・デリバテ るコモディティ・デリバティブのうち、電 第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ
二 百	デリバティブでのうち、電力を参照するコモディティ・ツトに含まれるコモディティ・デリバティットに含まれるコモディティ・デリバティー
<u>=</u>   +	を参照するコモディティ・デリバティブコモディティ・デリバティブのうち、電力第九項に規定するヘッジセットに含まれる
四十	力を参照するコモディティ・デリバティブるコモディティ・デリバティブのうち、電第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ
掛目	コモディティ・デリバティブの区分

	イ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディテ
九 十	ットに含まれるコモディティ・デリバティ第十項に規定する別に設けられたヘッジセ
	ブ
	以外を参照するコモディティ・デリバティ
	コモディティ・デリバティブのうち、電力
九	第九項に規定するヘッジセットに含まれる

乗じて得た額とする。 一年では、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整値を 一本額(原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗 一本額(原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗 でで得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を 本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元

に応じ、 整値 四号のデルタ調整値」とあるのは 前号のデルタ調整値は、 るのは「コモディティ価格等」と、 る部分に限る。 オプション (同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。) 当該イからハまでに定める値とする。 「イからハまで」とあるのは 値の算出については、 の規定を準用する。この場合において、 次のイからハまでに掲げる取引の区分 「第十五項第三号のデルタ調 「σiは、 「イ」と、 第十一項第六号 〇・五」とある 「金利等」とあ (イに係

は○・七」と読み替えるものとする。 する場合にあっては一・五、電力以外を参照する場合にあってのは「oiは、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照

ローイに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリハーイに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリハーイに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリーバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリースー

五.

する前項各号」と読み替えるものとする。 いて読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用 読み替えて準用する前項各号」とあるのは 第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号にお 八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは 間調整値の算出について準用する。この場合において、 て読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、 いて読み替えて準用する前項の」と、 第十一項第七号から第九号までの規定は、 項第八号において読み替えて準用する前項の」 「第四号」とあるのは とあるのは 「コモデ 「第十五項第三号」と、 イディ・ デリバテ 「第十一項第八号において 「第十五項第五号にお 「第十五項第五号にお 第三号のマージン期 同項第九号中 イゾ とあるのは 「金利デリバ と 同項第七 同項第

16

項ただし書の規定にかかわらず、

単

<u>・</u> の

マージン・アグリー

- 35 -

らのネッティング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。メントが複数のネッティング・セットを対象とする場合には、これ

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次

の算式を用いて算出する。

 $RC = max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} max(V_{NS}, 0) \right\} - max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$ 

+ $max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} min(V_{NS}, 0) \right\} - min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$ 

 $C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - Hc_{MA,collect} - Hfx_{MA,collect})$ 

 $-C_{MA,post} \times (1 + Hc_{MA,post} + Hfx_{MA,post})$ 

MAは、マージン・アグリーメント(以下この項及び次項において同 で。)

Vasは、NSに含まれる取引の時価の合計額

Cuaは、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

CWW collectは、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hcm. collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

Hfxww.collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

CM, post/は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保(取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方

に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う 当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

Hcm.postは、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティー---

調整率

Hfxm, postは、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

は、次の算式を用いて算出する。 は、次の算式を用いて算出する。 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFE

 $PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmargined}$ 

PFE<sup>NNMerstined</sup>は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準

用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結し

ていないものとして算出することとする。

[条を削る。]

(標準方式)

出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップにつ取引をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に従い与信相当額を算については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別ィング・セット(法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引第五十二条 標準的手法採用組合が標準方式を用いる場合は、ネッテ

いては与信相当額を算出することを要しない。

は負の符号をもつものとして扱う。
算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保
ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により

与信相当額 =  $1.4 \times max(CMV - CMC)$ 

$$: \sum_{j} |\sum_{i} RPT_{ij} - \sum_{l} RPC_{ij}| \times CCF_{j}$$

CMVは、ネッティング・セットに含まれる取引(担保の受入れ及

び差入れを除く。)の時価の合計額

CMCは、ネッティング・セットに含まれる担保(受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。)の時価の合計額

RPTijは、ヘッジ・セット(次項に定める区分をいう。以下同じ

。) jにおける取引iのリスク・ポジション (次号に定める額を いう。以下同じ。)

RPC1jは、ヘッジ・セットjにおける担保1のリスク・ポジションCCFjは、ヘッジ・セットjに対する掛目

別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。ことができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出する。一 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。

負債性商品(債券及び貸出金を含む。)以外のものを原資産

とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション = 
$$p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

bretは、原資産の価格(外国通貨建ての場合には円換算の額) vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する場合には原資産の時価

pは、原資産の価格(vと同じ表示通貨による。)

算出することを要しない。

算出することを要しない。

負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合(クレジット・デフォルト・スワップを除く。)、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等(残存期日、次の算式によりのである場合(クロジット・デフォルト・スワップを除く。)、次の算式によりに対することを要しない。

リスク・ポジション = 
$$\frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値(約定の基礎となる計算上の総支払額(想定元本を含む。)を対象とする。)、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値(いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額)

rは、金利水準

よりリスク・ポジションを算出する。ハークレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式に

スク・ポジション=想定元本額×残存期間

支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、 当該支

口

2 であるもの、 り付与された格付に対応する信用リスク区分が1-2又は1-3 ヘッジ・セットは、 個別リスクの低い負債性商品 がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合 公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、 次の各号に従って設けるものとする。 (政府債のうち適格格付機関によ 金融

入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション 保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差 た支払内容を持つものを除く。)、取引の相手方から受入れた担 ク・ポジション 産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリス 等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセ 機関、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券 い負債性商品に該当しない債券等をいう。 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が ントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに ―3又は5―3以上である債券等をいう。以下同じ。)を原資 (個別リスクの高い負債性商品(個別リスクの低 以下同じ。)に類似し (当該取引

相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。

については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が

同一の発行体ごと又はインデックスごと

に一のヘッジ・セットを設ける。

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。)ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯(ピーク時間

ティごと又はインデックスごと コモディティ(貴金属及び電力を除く。) 同一のコモディ

を同一とする権利ごと

外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

ットに区分するものとする。リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セ

3

リスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分するョンを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジシー 株式 (株式指数を含む。)、金、貴金属又はその他のコモディ

るヘッジ・セットに区分する。 支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関す 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と

、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ三 支払同士を交換する取引(為替先渡取引を含む。)については

ションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分す四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジ

セットに区分する。

る。

4

					原資産	応じ、それ
			品	高い負債性商	個別リスクの	それぞれ左欄に掲げる掛目とする。
°	・ポジションに限る	ワップに係るリスク	ト・デフォルト・ス	債性商品(クレジッ	個別リスクの低い負	いる掛目とする。
					その他	

二 負債性商品を原資産とする場合、CCF」は、その原資産の種類に

産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF」は	応じ、その	ものを頂	左欄に掲げる 深資産とする	る 場 合、CCI	の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF」は、その原資
原資産	金	株式	。 金 を 除 く	電力	は ( ) は ( ) は ( ) は に ) は に が に に に に に に に に に に に に に
ン (パーセ ト)	五	七	八 · 五	四	+

(期待エクスポージャー方式)

### 第五十二条

ものとする。 ものと用いて算 はした海娑EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算 はした海娑EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算 はした海娑EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算 はした海娑EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いて算 はした海娑EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いて算 はした海娑EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いて算 はした海娑EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いて算 はした海娑EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いて算

#### 4 [略]

<b>ン</b> 上)	(パーセ	掛目	
		〇 · 六	
		O ==	
		O 	

四 前三号に該当しないものの場合、CCF」は十パーセントとする。三 外国為替に関するCCF」は、二・五パーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

# 2 [同上]第五十三条 [同上]

はればならない。 3 標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に 出した無効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算 出した無効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算 は、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算

#### 4 [同上]

条において同じ。) に基づき、期待エクスポージャー計測モデル (対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下このポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に保るエクス 標準的手法採用組合は、ネッティング・セットに係る取引相手方

づく担保による効果は反映しないものとする。 脚游 EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引 がることができるものとされているマージン・アグリーメントに基 相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求 のるの果を勘案したEEはを用いることにより同項第二号に規定する

方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。 Eを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手

> 効果は反映してはならない。 効果は反映してはならない。 効果は反映してはならない。 効果は反映してはならない。 対の表にしてはならない。 対の表にはなりによる場合には、第二項第三号に 規定する無数EEtxの算出において、当該担保による効果を勘案し なものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による 効果を勘案し るものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による 効果を勘案し のものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による ができる。ただし、取引相手方の信用状 が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができ るものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による ができる。とだし、取引相手方の信用状 が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができ なものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による ができる。とだし、取引相手方の信用状 があることができる。とだし、取引相手方の信用状 があることができる。とだし、取引相手方の信用状 は、第二項第三号に ができる。とだし、取引相手方の信用状 のものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による ができる。とだし、取引相手方の信用状 のものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による ができる。とだし、取引相手方の信用状 のものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による ができる。とだし、取引相手方の信用状 のものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による ができる。とができる。とだし、取引相手方の信用状 のものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による がまるとができる。と

Eとする方法を使用することができる。 る額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する海娑EP 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げ

のうちいずれか大きい額を加えた額 アEに当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いに タのイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額 よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額 のうちいずれか大きい額を加えた額 のうちいずれか大きい額を加えた額

 $\wedge \quad \mathcal{F} \not\vdash \mathcal{F} \mathcal{F} \mathcal{F} = \mathbb{E}[\max(\Delta MtM, 0)]$ 

E[]は、[]内の期待値

▼ AMtMは、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点

7 セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 前 項のリスクのマージン期間は、 次の各号に掲げるネッティング

略

Z (二以上の整数とする。) 日ごとの値洗いにより担保の額が

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間 調整されるネッティング・セット F + N - 1

8 する場合が三回以上生じた場合には、 る係争により、 掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係 連続する二の四半期の間に、 ン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする 当該ネッティング・セットについては、 項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の 同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要 同項第一号イからニまで又は第二号に 次の連続する二の四半期の間 同項のリスクのマージ

> の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保 H による効果を勘案してはならない。 での期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価

けた担保 スポージャーの額 る効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエク マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受 (コールされたもの及び係争中のものを除く。) によ

口

おいて生じ得る最大のエクスポージャーの額 ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットに マージン・アグリーメントに基づき提供をし、 又は提供を受

7 ティング・セットの区分に応じ、 前項第二号イのリスクのマージン期間は、 同上 当該各号に定めるところによる。 次の各号に掲げるネッ

セット F+N-1 N日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近 Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

掲げるいずれかのネッティング・セットについて、 以上生じた場合には、 同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回 連続する二の四半期の間に、 によって調整する仕組みをいう。 クスポージャー と担保の 次の連続する二の四半期の間は、 価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額 同項第一号イからニまで又は第二号に 以下同じ。 )に係る係争により、 担保額調整 当該ネッテ

ネッティング・セットから除外するものとする。 スクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当該ジャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリジャーの額が、当該取引相手方の取引相手方に対する将来のエクスポートの別誤方向リスク(特定の取引相手方に対する将来のエクスポートの別談が存在し、かつり、標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引にり、

特性を勘案するものとする。
リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用

担保の価格変動を適切に反映するものとする。し、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該11標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供を

12 · 13 略

(承認申請書の提出)

申請書を行政庁に提出するものとする。
項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認第五十二条の二.期待エクスポージャー方式の使用について前条第一

[一·二 略]

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。ィング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なく

ネッティング・セットから除外しなければならない。 スクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当該スクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当るリジャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリおいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつおいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつおいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつおいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつおいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつおいて、取引相手方及び参照企業の間に法的ない。

特性を勘案しなければならない。 リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用

担保の価格変動を適切に反映しなければならない。し、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供を

12 13 同上

(承認申請書の提出)

申請書を行政庁に提出しなければならない。
項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認第五十三条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一

[一・二 同上]

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな |

#### [一~五 略]

に掲げる事項を記載するものとする。 3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次

一·二 略

#### (承認の基準)

\ \ \

## [一~五 同上]

次

[一・二 同上]

#### (承認の基準)

を で第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用につい で第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準 に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審 で第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って の本認をしようとするときは、次に掲げる基準 ではいればならない。

## [一~三 同上]

## [イ〜ハ 略]

## [五~十二の二 略]

掲げる要件を満たしていること。 十三 αを独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に

二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効

## (変更に係る届出)

は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとする| けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に| 第五十二条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受 | 気

### [一~三 略]

## (承認の取消し)

った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十二条第一項のて承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第二号の届出を怠第五十二条の五 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用につい

## [イ〜ハ 同上]

# [五~十二の二 同上]

掲げる要件を満たしていること。 十三 αを独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に

三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十十四派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効

## (変更に係る届出)

は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならけた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に第五十三条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受

## □〜三 同上]

## (承認の取消し)

った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項のて承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第二号の届出を怠第五十三条の五 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用につい

承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はた標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形 がいた標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形 がい。 はた標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形 がい。 はい。 がい。 がい。 がい。 がい。 がいで期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の はいる場合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形 がい。 がい。 がい。 がいる場合は、 を関始した後の一定の はい。 がい。 がい。 がい。 がいで期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の はい。 がい。 がい。 がい。 がいる場合は、 を可の派生商品取引又は全てのレポ形 のとする

2 [略]

(カレント・エクスポージャー方式)

及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものント・エクスポージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額第五十三条 標準的手法採用組合が第五十条第二項の規定によりカレ

ティング契約下にある取引において用いる場合に限る。る。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッと「前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とす

の額(零を下回る場合には、零とする。)

一派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コスト

承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十三条の六 期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、こけた標準的手法採用組合は、すべての派生商品取引又はすべてのレスポージャー方式を適用しなければ、まだし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後、ならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について期待エクスポージャー方式を適用しなければ、まべての派生商品取引又はすべてのレスポージャー方式の使用について承認を受の限りでない。

1

2 同上

[条を加える。]

- 50 -

に残存交換回数を乗ずるものとする。)を乗じて得た額で、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の区分及び同表の中欄に掲げるで、)について、次のイ又は口に掲げる額(以下「グロスのアドオン」という。

金利関連取引 一年	及び金関連取引  一年外国為替関連取引	取引の区分の発存
五年超五年以内一年以内	五年超一年以内	残存期間の区分
- ○ ○ · · · 五 五 ○	七五一・五〇〇	(パーセント)

十五· ○ ○	五年超 一年超五年以内 一年以内	ティ関連取引
八 七 七 〇 〇 〇	五年超 一年超五年以内 一年以内	関連取引を除く。)
十 八 六	五年超 一年以内	株式関連取引

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定されるとみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。 は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

- 52 -

- 要しない。
  いては、この項に係る額を与信相当額に加えることを(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップにつ
- 限る。)等をいう。
  先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に、為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ
- (注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金プション(オプション権の取得に限る。)等をいう。(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオ
- 先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づくョン(オプション権の取得に限る。)等をいう。利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプシ

に限る。)等をいう。

クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げり、 ション (オプション権の取得に限る。) 等をいう。 引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取

口

当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得たる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、

額

十 五 · · 〇 〇	その他の債務者	・スワップ ジット・デフォルト ・スワップ又はクレ
(パーセント)	原債務者の種類	取引の種類

(注1) 標準的手法採用組合がプロテクション提供者である 場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目 である場合においては、プロテクション購入者が支払 不能となった場合に、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用 するものとする。この場合において、標準的手法採用 するものとする。この場合において、標準的手法採用 するものとする。この場合において、標準的手法採用 するものとする。この場合において、標準的手法採用

こととされていた額を上限とすることができる。 取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取る 組合は、この項の規定により算出される額について、

(注2) 優良債務者とは、 次に掲げるものをいう。

1

第二十七条から第三十三条までの規定において、

- 2 与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又 リスク・ウェイトが規定されている主体 は5-3以上である主体をいう。 が認められている主体並びに適格格付機関により付 して二十パーセントのリスク・ウェイトとすること 外国の会社、 会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照ら 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。) 外国銀行、銀行持株会社、 第一種金融商品取引業者及び経営管理 銀行持株会社に準ずる
- 数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて デリバティブのうち、 を定めるものとする。 目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類 原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ バティブについては、プロテクションの対象とする複 ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ これらの規定は、クレジット・ 複数の資産をプロテクションの

(注3)

了するものについて準用する。生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のう

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

ネットのアドオン = 0.4 × グロスのアドオン

0.6× グロス再構築コスト グロス再構築コスト

(標準的ボラティリティ調整率)

営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる「対る場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎年の場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎年がる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎年が、大十九条標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用

略

場合において、当該各号に定めるものとする。

同表の下欄に定めるボラティリティ調整率げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、一 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲

(標準的ボラティリティ調整率)

同上

同上

同表の下欄に定めるボラティリティ調整率げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲

(計算方法) (計算方法) (計算方法) (計算方法) (計算方法)	2 [略]	[略] 「略」 「略」 「略」 「一項第八号に定める与信相当額 一項第八号に定める与信相当額 を算出する場合又はSA-CC を算出する場合又はSA-CC は長期決済期間取引に係る与信相当額 これらの取引に係る与信相当額 これらの取引に係る与信相当額 これらの取引に係る与信相当額
次の式により算出する。 かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、第五十条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等人外 標準的手法採用組合が包括的手法を適用する場合であつ計算方法)		い 額 て 信 く C 額 第 二十五パーセント
用いるときのエクスポージャーの額は、て、先渡、スワップ及びオプション等のて、先渡、スワップ及びオプション等のは、当算方法)	2 [同上]	[同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上]
のエクスポージャーの額は、次の式により算出する。スポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保をスワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレ標準的手法採用組合が包括的手法を適用する場合であっ)		コーカパーセント

E\*= (RC+アドオン) -C<sub>A</sub>

3\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、零を下回らない値とする。)

RCは、第五十三条第二項第一号に定める再構築コストアドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオンCult、Hc(適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率)及びHfx(エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率)を適用した後の担保額

、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。は第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC

2

3 [略]

ク・アセットの額の算出方法の特例) (間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス

により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことが算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレードント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレードント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレードント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレードをエクスポージャーの領域を対象ができます。

E\*= (RC+アドオン) -C<sub>A</sub>

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、零を下回らない値とする。)

KCは、<u>第五十一条第二項第一号</u>に定める再構築コストアドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

Cylt、Hc (適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率)及びHfx (エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率)を適用した後の担保額

、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。 は第五十一条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、または的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC

3 [同上]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス

額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャーにから、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

できる。

 $RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$ 

てニ田小う参田対う小甲シダラ v t\*vwa

KMA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額 KMAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十二条第七項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

[2~4 略] 第百三十二条 [略]

」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。 の規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用すの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。 第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六まで

項を削る。

とみなすことができる。

 $RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$ 

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

KWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十二条 [同上]

[254] 同上]

るものとする。 の手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え の手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え の場合において、「標準 のまるのとする。この場合において、「標準

たって第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていな一つスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当が等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次値格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次の一個では、

第百三十三条 [略]

(マチュリティ)

[2 5 略]

の 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーのEAD の 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの された実効マチュリティとし、同号に掲げる海沙E Etk は第二号に された実効マチュリティとし、同号に掲げる海沙E Etk は第二号に おい 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの おい 事業法人等向けエクスポージャーのEAD の 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーのEAD の 対 の 対 の には、事業法人等向けエクスポージャーのEAD の には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーのを には、事業法人等のよりには、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーのを には、事業法人等向けエクスポージャーのEAD の には、事業法人等向けエクスポージャーの には、事業法人等のよりには、事業法人等のよりには、事業法人等のよりには、事業法人等のよりには、事業法人等のよりには、またりには、事業法人等のよりには、またりには

加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参いときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージ

る。

掛目=√ (Tm/10) Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セッ

ト 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百三十三条 [同上]

[255] 同上]

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーのEAD について第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合について第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合が一年に満たない場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットのおげる算式により算出された実効マチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実施での規定を準用する場合について第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合は一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年といて第五十三条がら第五十三条の六までの規定を準用する場合には一年とし、五年を超える場合には五年といて第二十三条が一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年といて第三十三条が一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年といて第三十三条が一年に満たる場合には五年というによります。

略

7

略

、リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 略

5 るのは「内部格付手法採用組合」と、 の規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する とあるのは この場合において、 第五十条(第二項及び第三項を除く。 これらの規定中「標準的手法採用組合」とあ 第五十条第四項中 )から第五十二条の六まで 「前三項」 5

項を削る。

項」と読み替えるものとする

6

(エクスポージャーの厚さ (T))

第 一百三十六条

組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、 を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用 は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又 (第二項及び第三項を除く。) から第五十二条の六までの規定 第五十条第四項中

> 7 同上

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条 同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

ものとする。 手法採用組合」とあるのは ポージャーのEADについて準用する。この場合において、 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクス 「内部格付手法採用組合」と読み替える

算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレ 加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清 あって、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参 第百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーで ・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスポージャーの厚さ (T))

第 一百三十六条 同上

2 十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五 読み替えるものとする エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又 「標準的手法採用組合」とあるのは 「内部格付手法採用組合」と

	相当額の割引現在価値	SA-CCRを用いる場合 第五十一条第一項に規定する与信	た額とする。	号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出し	4 第一項のEADicomiは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各	[2・3 略]	第二百四十六条の三 [略]	(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)	3 [略]	を含む。)の承認を受けた組合	第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合	三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項 (	[一•二 略]	取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。	用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品	当しない組合にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該	第二百四十六条の二 [略]	(CVAリスク相当額の算出)	「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。
法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値	第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手	― カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節			4 [同上]	[2・3 同上]	第二百四十六条の三 [同上]	(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)	3 [同上]	を含む。)の承認を受けた組合	第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合	三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項 (	[一・二 同上]				2 [同上]	第二百四十六条の二 [同上]	(CVAリスク相当額の算出)	

[号を削る。]

規定する与信相当額 | 規定する与信相当額 | 財待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十二条第二項に |

第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手|| カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節|

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げ法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値第三款に規定する包担的手法を使用する場合の信用リスク削減手

(彎号|悪治ョ) = (強治元米鑑又は与高益ы鑑)×(1-EXP(-0.る算式により算出するものとする。第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げ

Mxは、対応するMi、Mi<sup>hedge</sup>又はMind

 $05 \times M_x))/(0.05 \times M_x)$ 

6 [略]

7

)を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、 算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。 クスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清 参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エ 第四項第三号に掲げる場合において、第一項のEAD: onl (直接清算 7

掛目=  $\sqrt{\text{Tm}/10}$ 

当該ネッティング・セットのEADitalとすることができる。

mは、第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「補項」とあるのは「第二百四十六条の三第七項」と、同項第一号中「ネッティング・セット

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割

引現在価値

三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に

[号を加える。]

規定する与信相当額

3章弌こより章出するものとする。 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げ

5

 $05 \times M_{x}))/(0.05 \times M_{x})$ 

Mxは、対応するMi、Mi hedge 又はMine

6 同上

「第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD: Total とすることができる。

掛目=√ (Tm/10)

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージ ン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セッ

二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み構込るものとする。

除く。 採用組合」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。 参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット) スク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、 一百四十六条の六 (中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算 ·項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポ 及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リ (第五十条第7 )の規定は、 の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該 エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセント 一項及び第三項を除く。 中央清算機関に対するトレード・エクスポージ 第四章 (第五十一条第四項第二号及び第三号を の規定中 「標準的手法 2 第

ト 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読んでは、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読んでは、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読んでは、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読んでは、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読んでは、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを表しまする。

のは ド ージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、 含む四半期の を準用する場合において、 .難な派生商品取引を含むネッティング・ ・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポ とあるのは「イ、 アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定 第七十五条第一 口口 次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リス ٢ 期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千 同号ニ中 項第 ロ又はニ」と、 号二中 ーイから 第五十三条第七項第一号中 ハまで」 「流動性の低い担保又は再構築の 同号イ中 セット及び算出基準日を とあるのは 二パーセントとする 「ロ又はハ」とある 「イからニま 一イ又はロ」 当該トレー

とする。

#### 一·二 略]

3 れか短い営業日数とする。 回る場合には、 ットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数 が予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じ を用いる場合に限る。 れていないときは、 当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れること 項 の規定により第四章の規定を準用する場合 十営業日とする。 リスクのマージン期間は、 において、 と一年間の営業日数のうちいず 適格中央清算機関が支払不能と ネッティング・セ (十営業日を下 SA-CCR 3|

 $4\|$ する。)と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。 失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマ 変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損 機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から うちの最も長い営業日数(十営業日を下回る場合には、 はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは エクスポージャー方式を用いるときは、 「イ又はロ」と読み替えるものとする。 「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又 ジン期間は、 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、 ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間の ただし、当該適格中央清算 第五十二条第七項第一号中 十営業日と 期待

> 読み替えるものとする。 又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保

[一·二 同上]

。 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク る。

\_項を加える。]

5 6 ちいずれか短い営業日数とする。 築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替え 生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半 とする。 機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。)の信用リス となった際に組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算 算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能 スポージャー(組合が間接清算参加者である場合において、直接清 日を下回る場合には、十営業日とする。)と一年間の営業日数のう 策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セ れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方 能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入 たネッティング・セット」とあるのは 期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超え トレード・ ク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向け ットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数(十営業 るものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不 十五条第二項第一号二中 (適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット) 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク 項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七 エクスポージャーのリスク・ウェイトは、 「流動性の低い担保又は再構築の困難な派 「流動性の低い担保又は再構 四パーセント [項を加える。 [項を加える。 (適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

- アセットの額は、 次の算式により算出した所要自己資本額(Koni)
- に十二・五を乗じて算出する。
- 所要自己資本額(Kowi)は、次の算式を用いて算出する。

$$\overline{K_{CM_i} = max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)}$$

 $K_{CCP} = \sum_{i} EAD_i \times 0.2 \times 0.08$ 

DFireは、当該適格中央清算機関に直接清算参加者iが拠出した清 算基金の額

DFccpは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類する ものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中

のの額 基金を除く。)と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するも 央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算

DFarkは、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算 基金の額の合計

EADiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対す るトフード・エクスポージャーの額

- イ又は口に定める額とする。 前号のEADiは、 次のイ又は口に掲げる取引の区分に応じ、当該
- 受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額 派生商品取引 SA-CCRを用いて算出した額。 ただし、

第二百四十六条の七 ・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。 に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Kan)に十二・五を乗 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、 第一号

一 所要自己資本額 (Kau) は次の算式を用いて算出する。

$$\begin{split} K_{CM} &= \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^{*} \\ &+ \frac{100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM}}{(100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_{1} \cdot (DF' - K_{CCP})} \cdot if \quad DF' < K_{CCP} \leq DF' \quad (ii) \\ &+ c_{1} \cdot DF'_{CM} \quad if \quad K_{CCP} \leq DF_{CCP} \quad (iii) \end{split}$$

 $K_{CCP} = \sum_{i} max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$ 

 $DF_{CM} = \sum_i DF_i$ 

 $DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$ 

 $DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$ 

 $c_1 = Max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$ 

Kがは、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 八号及び第九号において同じ。) 無

レポ形式の取引 次の算式により算出した額

 $EAD_i = max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$ 

EBRMiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した 当初証拠金の額を加えた額(第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。)

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

二十営業日とすることを要しない。 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件 準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件 の規定にかかわらず、算出基

区分ごとに算出する。この場合において、DFccpが当該区分ごとに五当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに五当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数(第八号及び第九号において同じ。)

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

DFccrは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機 関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に先立ち負担するものの額

EBRWiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IWiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金(第九号において同じ。)

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

Avet.iは、直接清算参加者iに対するEBKMiの額(第八号及び第九号において同じ。)

Avet.1/は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)

Avet.2は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及び第九号において同じ。)

ΣιΨωτ,i/は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額(第八号及び第九号にお

の額の割合に応じた額とする。 分別管理されていないときは、当該区分ごとのDFccpは、∑iEADi

一の額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージでで理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーでで理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれでで理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれの勘定を一括している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれの勘定を一括している場合には、当該自己の勘定と間、第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間、

ージャーの額の合計額をEADiとする。

当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの

いて同じ。)

八条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十

ント・エクスポージャー方式を用いる。 適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のカレ三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法

オンについては、次の算式を用いる。 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアド

ネットのアドオン = 0.15 × グロスのアドオン

+0.85× <u>ネット再構築コスト</u> × グロスのアドオン

する。

二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグ

期間を二十営業日とすることを要しない。

第出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で
条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、

ごとに算出することを要する。この場合において、DFccrが当該区分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

# 信用リスク・アセットの額

Aver.iの額の割合に応じた額とする。 分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDFccpは Y

自己資本額(Kau)を算出することを要する。 合計額(DFau)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要のでであります。 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_{i} DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF\*/は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金

 $K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{IM}{\sum_{i} IM_{i}} \cdot K_{CM}^{*}$ 

(Kow) を計算することを要する。

リスク・アセットの額を算出することを要しない。 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用 リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、 リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、 リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、

3

 $Min\{(2\% TE + 1250\% DF), 20\% TE\}$ 

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

]の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

備考

表中の「

 $\bigcirc$ 漁業: 協 同 組合等がそ  $\mathcal{O}$ 経営 の健全性 を判断するため  $\mathcal{O}$ 基準 (平成十八年金 融庁 農林水産省告示第三号

\_

次の 表により、 改正 前 欄に 掲 げる規定の傍線を付 L た部分をこれ に順次対応する改正後 欄 に掲 げ る規定

 $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分の ように改 め、 改 É 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L て 掲 げ るそ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分に二重 傍 線 を付

る もののように改め、 その標記部分が 異なる ものは 改 正 前 欄 12 掲 げ る対象規定を改正 後欄 に 掲 げ る 対 象 規

L

た規定

( 以 下

対象

規定」

という。

は、

その

標

記

部

分

が

同

\_\_

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は

当

該

対 象

規定を改

Ē

後

欄

12

掲

げ

定として移動し、 改正 前 欄に 掲 がげる対 象規定 で改一 Ē 後欄 にこれに対応するものを掲げて *\*1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は

れを削 り、 改 正 後 欄 に · 掲 げる 対 象規定 で改一 Ē 前 欄 にこれに対 応するもの を掲げて **,** \ な V ₽ Oは これを加

える。

												п	
[八~三十五 略] 「イ~ハ 略」 「イ~ハ 略」 「イ~ハ 略」 で必要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者をて必要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者を	めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たっ七の三   適格中央清算機関   組合が第二百四十六条の七第一項に定し、1010円	「1~17011 各3 号に定めるところによる。 号に定めるところによる。 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	(定義)	附則	[第五章~第七章 略]	[第五節~第七節 略]	三条)	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引(第五十条—第五十	[第一節~第三節 略]	第四章 信用リスクの標準的手法	[第一章~第三章 略]	目次	改正後
[八~三十五 同上] [八~三十五 同上] い要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者をい必要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者をい	める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって  七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第二項に定[一で七0二 同一]	第一条 [同上]	(定義)	附則	[第五章~第七章 同上]	[第五節~第七節 同上]	三条の六)	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引(第五十条—第五十	[第一節~第三節 同上]	第四章 信用リスクの標準的手法	[第一章~第三章 同上]	目次	改正前

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージ

ヤーをいう。

[イ~へ 略]

- 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧関係運興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

チ・リ略

[三十七・三十七の二 略]

[三十七の四~七十九 略]

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 [略]

発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多

三十六 [同上]

[イ~へ 同上]

アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、米州アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

[チ・リ 同上]

[三十七・三十七の二 同上]

形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエク三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ

スポージャーをいう。

[三十七の四~七十九 同上]

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 [同上]

興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多

アインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジ資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

零パーセントとする。

## 第四十五条 [略]

#### 3 • 4 略

(オフ・バランス取引の与信相当額)

のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

## 第四十五条 [同上]

## [3・4 同上]

# (オフ・バランス取引の与信相当額

)に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額(見かけの額ではなく、
がス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る第四十九条 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ

<del></del>			
	百	略]	(パーセント)
人 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供(SAICをあるところによりに定めるところにより	七(信用供与に直接的に		類オフ・バランス取引の種
	信用供与に直接 的に代替する偶発 的に代替する偶発 が債務とは、一般的 がの引受けの性格を がの引受けの性格を がの引受けの性格を がのようでである。 がの引受けの性格を がのようでは、一般的		備 考
	百	[同上]	(パーセント)
八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に よる担保の提供又は有 価証券の買戻条件付売 構入	百七信用供与に直接的に	[同上]	(パーセント) 類 オフ・バランス取引の種

3||  $2\|$ 第五十条 2 においてSA-CCRを用いて派生商品取引の与信相当額を算出し 用いて与信相当額を算出することができない。 的手法採用組合は、全ての派生商品取引について、 額を算出することをいう。以下同じ。)を用いて、派生商品取引の 与信相当額を算出することができる。この場合において、 に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・ 出対象から除くことができる。 間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算 は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期 次条から第五十二条の六までに定めるところによりSA-CCR又 及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は、 エクスポージャー方式 (与信相当額の算出) る組合のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日 前項本文の規定にかかわらず、 (注1) 略 項の規定にかかわらず、 第五十二条第一項の承認を受けた組合 先進的計測手法採用組合 先渡、 (注2) スワップ、 (第五十三条に定めるところにより与信相当 略 オプションその他の派生商品取引 標準的手法採用組合は、 標準的手法採用組合は、次の各号 SA-CCR& 前項各号に掲 当該標準 (次項 第五十条 2 [項を加える。 [項を加える。] ント・ 相当額は、 為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことがで 方式を用いて算出する。 (与信相当額の算出 同上 (注1) エクスポージャー 先渡、 次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレ (注2) スワップ、 ただし、 方式、 同 オプションその他の派生商品取引の与信 上 標準方式又は期待エクスポージャー 原契約期間が五営業日以内の外国

一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする続することができない旨を行政庁に届け出たとき又は第五十二条第ているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継

 $4\|$ する。 受渡し又は決済を行う取引 満たすものをいう。以下同じ。)の与信相当額の算出について準用 号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を 日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、 長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。 であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業 前三項の規定は、 この場合において、 長期決済期間取引 標準的手法採用組合は、 (派生商品取引に該当するものを除く。 (有価証券等及びその対価 派生商品取引と かつ、次の各  $\mathcal{O}$  $2\|$ 

#### [一•二 略]

信相当額を算出することを要しない。
・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与過標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

#### [一·二 略

7 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当た

期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。 
期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。 
渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。) 
渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。) 
渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。) 
渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。)

### [一・二 同上]

きる。 期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することがで 形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても るところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ るところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ

り与信相当額を算出することを要しない。
・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定によ4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット

#### 一・二 同上]

5

標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当た

- っては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8||

## S A - C C R

第五十一条 提供を求めることができる旨の契約をいう。 額が指定された額を超えたときに、 ネッティング契約下にある取引の集合に限る。 額を算出する。 は個別取引をいう。 る取引にあっては当該取引の集合をいい、 ネッティング・セット マージン・アグリーメント 標準的手法採用組合がSA-CCRを用いる場合には、 ただし、 以下同じ。 (法的に有効な相対ネッティング契約下にあ ネッティング・セット (取引相手方に係るエクスポージャーの ) ごとに、 当該取引相手方に対して担保の それ以外の取引にあって 次の算式により与信相当 以下この条並びに次条 )において、 (法的に有効な相対 複数の

、与信相当額を算出するものとする。個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに第五項及び第十一項において同じ。)が締結されている場合には、

与信相当額=1.4× (RC+PFE)

RCは、再構築コスト(以下この条において同じ。)

ある算式を用いて算出するものとする。 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

マージン・アグリーメントを締結していない場合

っては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 同上]

カレント・エクスポージャー方式

を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより第五十一条 標準的手法採用組合がカレント・エクスポージャー方式

2 次の各号に掲げるいずれかの額

与信相当額を算出する。

の額。ただし、零を下回らないものとする。派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コスト

らないものとする。 ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回一 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、

次の各号に掲げるいずれかの額

3

一派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる掛目を乗じて得た額又はクレジット・デリバケィブを次のロの表の上欄に掲げる取引については、各掛目を残存交換回し、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回し、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回場がる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただおの下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)

 $RC = max\{V - C, 0\}$ 

 $C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$ 

 $-C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$ 

Vは、ネッティング・セットに含まれる取引の時価の合計額(次 号及び第六項において同じ。)

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額(次号及び第六項において同じ。)

Conlectは、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hconlectは、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する ボラティリティ調整率(担保の価格変動リスクを勘案して担保 の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。)

Hfx。ollectは、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

Cpostは、取引相手方へ差し入れた担保(取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

Ic postは、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfxpostは、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

イ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)の掛目

イ関連取引	関連取引を除く。)	株式関連取引	金利関連取引	が金関連取引外国為替関連取引及	取引の区分
一年超五年以内	一年超五年以内 一年以内	一年超五年以内 一年以内	五年超 一年超五年以内 一年以内	一年超五年以内 一年以内	残存期間の区分
+ + · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ハ 七 七 〇 〇 〇	十八六	一 ○ ○ ・・・ 五 五 ○	七五一. 五〇〇	(パーセント)

ー マージン・アグリーメントを締結している場合

五年超

十五・〇

 $RC = max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$ 

THは、信用極度額(取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額)

MTAは、最低引渡担保額(取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額)

3 前項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分にNICAは、雪やに満冷すめCと回じ。ただし、烤動配港やは築へ。

応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

H  $\checkmark$   $\left[min\{M_{NS}, 250\}\right]$  マージン・アグリーメントを締結していない場合

 $H_N \times$ 

 $T_N$ 

NSは、ネッティング・セット(以下この項、第十七項及び第十八

項において同じ。)

Huは、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自組合推計ボラティリティ 調整率 (次号において同じ。)

Mskは、NSに含まれる取引の残存期間(当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

は、Mを算出するために用いた保有期間(次号において同じ。

一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は○ とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が をみなすことができる。この基準を満たす残存期間が とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が をみなすことができる。この基準を満たす残存期間においる をみなすことができる。この基準を満たす残存期間においる をみなすことができる。この基準を満たす残存期間が とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が をみなすことができる。この基準を満たす残存期間が とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が をみなすことができる。この基準を満たす残存期間が をおいる。

・五パーセントを下限とする。

要しない。
いては、この項に係る額を与信相当額に加えることを(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップにつ

限る。)等をいう。 先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に 、為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨 (注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金プション(オプション権の取得に限る。)等をいう。(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオ

並 オーに買っ

 $\overline{\phantom{a}}$ 

| マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間(マージン・アグ

リーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッテ番が無点の猫醞やいう。以下回じ。)

日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性イング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング

口

・セット 二十営業日

| 件数が五千件を超えたネッティング・セット | 二十営業日 | 準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引 | 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基

・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング

ョン(オプション権の取得に限る。)等をいう。利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプシ

- に限る。)等をいう。 先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく
- をいう。

  プ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等
  (注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワッ
- (注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取のレジット・デリバティブの掛目 でのコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプのコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプリン その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取

. 32 . 1	
・スワップマはクレ・スワップ又はクレ	取引の種類
その他の債務者	原債務者の種類
+ 五 · · ○ ○	(パーセント)

(注1) 標準的手法採用組合がプロテクション提供者である

五 N (二以上の整数とする。) 日ごとの値洗いにより変動証拠金

の額が調整されるネッティング・セット F+N- 1

前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

5| 間を要する場合が三回以上生じた場合には、 争により 額 るリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクの 化を担保額によって調整する仕組みをいう。 ジン期間とする。 の間は、 調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変 続する二の四半期の間に、 項の規定にかかわらず、 当該ネッティング・セットについては、 前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期 算出基準日を含む四半期の前の直近 ネッティング・ 次の連続する二の四半 セットについて 以下同じ。 前項各号に定め に係る係

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

 $\overline{PFE} = multiplier \times AddOn^{aggregate}$ 

 $multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$ 

 $\times exp\left(\frac{V-C}{2\times(1-0.05)\times AddOn^{aggregate}}\right)$ 

 $\overline{AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}}$  $\overline{+AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}}$ 

AddOn (18)は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn (FX) は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn <sup>©redit)</sup>は、信用デリバティブに係るアドオン

場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。ととされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

- リスク・ウェイトが規定されている主体① 第二十七条から第三十三条までの規定において、
- ② 金融機関(第一条第七号口に掲げる者を除く。) 金融機関(第一条第七号口に掲げる者を除く。) 金融機関(第一条第七号口に掲げる者を除く。)

AddOn (Galles)は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(com</sup>は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン -

一を有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当いり当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバー(当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいうの当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバー(当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいうの当てることができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ

四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ

イバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ

- とする。
  引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるもの別の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるもの8(前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取
- ブごとに設けられたヘッジセット 一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティ
- 三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット 一 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照

(注3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ 数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて 原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とする複数の資産のうち二番 目に信用リスクの高い資産に基づいては でリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち二番 ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発 生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終 生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終 フするものについて準用する。

きる。 次の算式により得られた額(ネットのアドオン)とすることがで次の算式により得られた額(ネットのアドオン)とすることがで二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、

ネットのアドオン = 0.4 x グロスのアドオン

四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

正設けられたヘッジセット一位のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごと一コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その

9 前項の規定にかかわらず、ベーシス(同一通貨の異なるリスク・別を割り当てるものとする。 「別での関連では、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクター(当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。)を参照 「別での規定にかかわらず、ベーシス(同一通貨の異なるリスク・ファクターの関連にあります。」

るものとする。 へッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当ていては、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定める。 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引につ

『一第六項の算式中AddOu(แ)は、次に掲げるところに従い、算出する

算出に用いる算式は、次のとおりとする。

 $AddOn^{(IR)} = \sum_{i} AddOn_{j}^{(IR)}$ 

Addon<sup>(no)</sup>は、通貨j建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

トの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに一 前号の算式中AddOnj(IR)は、次の表の上欄に掲げるヘッジセッ

係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

二 五 〇	ヘッジセット 第十項に規定する別に設けられた
〇 <u>- 元</u> 五	第九項に規定するヘッジセット
〇 五 〇	第八項各号に定めるヘッジセット
(パーセント)	ヘッジセットの区分

場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。 | 三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する

 $\left[ \left( D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)}$ 

$$+1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)}$$

D[m]は、通貨j建てであり、かつ、Ei(第五号に規定するEiをい

う。以下この号において同じ。)が一年未満である金利デリ バティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。 —

Dimは、通貨j建てであり、かつ、Eiが一年以上五年以下である

金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。)

D<sup>(no)</sup>は、通貨j建てであり、かつ、Eiが五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。)

 $|D_{j1}^{(IR)}| + |D_{j2}^{(IR)}| + |D_{j3}^{(IR)}|$ 

タ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。 金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデル 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該

整値は十営業日を年換算した値とする。整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調整値

デュレーション調整値 =  $\frac{exp(-0.05 \times S_i) - exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$ 

は、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間
の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が

経過している場合には、零とする。

正は、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間の目ができませば、

の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区

の下欄に定める算式を用いて算出した値

オプション

次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、

プット・オプションの買い	コール・オプションの売り	コール・オプションの買い	取引の区分
$-\phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$	$-\phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$	$ \frac{1}{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)} $	算式

プット・オプションの売り
$\overline{\Phi\left(-\frac{\ln(P_i)}{2}\right)}$
$\frac{1(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times 1}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}$
$\times T_i$

- (注1)
   Piは、当該オプションiが参照する金利等の水準
- (注2) Kiは、当該オプションiの行使価格
- (注3)(注4)Tiは、当該オプショ
- 日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値(注4) Tiは、当該オプションiにおける最も遅い権利行使
- (注5) Φ(x)は、標準正規分布の累積分布関数
- オプションの時価が下落するものをいう。 オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該
- 利デリバティブの時価が下落するもの マイナスー 金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金金利デリバティブの時価が上昇するもの 一
- 区分に応じ、当該イ又は口に定める算式を用いて算出する。七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又は口に掲げる場合の

1

マージン・アグリーメントを締結していない場合

 $min\{M_i, 250\}$ 250

Miは、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、当該金利デ

数(十営業日未満であるとさは、 原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産 である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日 リバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該 十営業日)をいう。

口 マージン・アグリーメントを締結している場合

MPORiは、当該金利デリバティブiを含むネッティング・セッ 213 ×  $MPOR_i$ 250

のリスクのマージン期間

八 第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。 て準用する。この場合において、 第四項の規定は、 前号ロのリスクのマージン期間の算出につい 「前項第二号」とあるのは、

九 項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるも のとする。 み替えて準用する前項の」と、 合において、 七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場 第五項の規定は、 「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読 担保額調整に係る係争がある場合における第 「前項各号」とあるのは 第十

第六項の算式中Addon(FX)は、 次に掲げるところに従い、 算出する

12

٥

算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_{j} AddOn^{(FX)}_{HS_{j}}$$

AddOn(E) は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。 トの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに 前号の算式中AddOnHsj(FX)は、次の表の上欄に掲げるヘッジセッ

<u>=</u>	ヘッジセット 第十項に規定する別に設けられた
四	第八項各号に定めるヘッジセット
(パーセント)	ヘッジセットの区分

に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異型が行ったに含まれる外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。 
整値を乗じて得た額の合計額とする。

項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 分に限る。 為替レート等」と、 イからハまで」とあるのは「イ」と、 のデルタ調整値」とあるのは オプション 五」と読み替えるものとする。 の規定を準用する。この場合において、 値の算出については、 「σiは、 〇・五」とあるのは「oiは、 「次項第三号のデルタ調整値 前項第六号 「金利等」とあるのは (イに係る部 「第四号 と

マが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティア イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティアの時価が上昇するもの 一 ブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティ

用する第十一項第七号ロ」と、 項第七号口」 とあるのは 整値の算出について準用する。 第四号」とあるのは 前項第七号から第九号までの規定は、 「外国為替デリバティブ」 とあるのは 「次項第三号」 「第十二項第五号において読み替えて準 この場合において、 同項第九号中 Ł と、 第三号のマージン期間調 同項第八号中 金利デリバテ 「第十一項第八号に 同項第七号中 第十一

五.

リバティブの時価が下落するもの

マイナスー

と読み替えるものとする。 と読み替えるものとする前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項を号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号と読み替えるものとする。

する。 する。 第六項の算式中AddOn<sup>(Credit)</sup>は、次に掲げるところに従い、算出

 $AddOn^{(Credit)} = \left[ \left( \sum_{k} \rho_{k}^{(Credit)} \times AddOn(Entity_{k}) \right)^{2} \right]$ 

算出に用いる算式は、

次のとおりとする。

 $+ \sum_{k} \left(1 - (\rho_{k}^{(Credit)})^{2}\right) \times \left(AddOn(Entity_{k})\right)^{2} \right]^{\frac{1}{2}}$ 

AddOn(Entityk)は、Entitykを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Entitykは、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インデックス。

ρ[Credit]は、Entitykに係る相関係数

信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額リバティブの区分に応じ、当該イ又は口に定める掛目をそれぞれ一 前号の算式中AddOn(Entityk)は、次のイ又は口に掲げる信用デ

とする。

る信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する「事業法人等を参照する信用デリバティブ」次の表の上欄に掲

スク区分 1 | | | | 1 | | | | 1 | 4 1 | | | | 1 | 1 業法人等の格付に対応する信用リ 適格格付機関により付与された事  $\begin{array}{c} 1 \\ 1 \\ 2 \end{array}$ (パーセント) 六· 〇〇 一・六〇 ・五四 〇· 四 二 ・三八 掛 ・○六 目

ク区分についても、同項第一号の表を準用するものとす(注) 第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リス

る。

ク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に

一・○六	4-3又は5-3未満
○・三八	4-3又は5-3以上
(パーセント)	付に対応する信用リスク区分適格格付機関により付与された格

ティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。 三 第一号の算式中ρk(Credit)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバ

| インデックスを参照する信用デリバティブ ○・五 | 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用

のは「信用デリバティブに」と、「食型デリスティブi」とあるあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とある」、前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第

のは デリバティブの」と、 の
世「信用デリバティブi」 と、 務者に係る契約」と るのは「信用デリバティブ」と、 とあるのは「原債務者に係め契約」と読み替えるものとする 「信用デリバティブが」と 「金利デリバティブ又は負債性商品」 心ぬ 「食利デリバディブの」とあるのは 「金利契約」とあるのは 「金利デリバティブが」とある 「金利等又は負債性商品の金利 「原債 「信用

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。 第四号のデルタ調整値は、 次のイからニまでに掲げる取引の区

整値 四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調 のとする。 当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては るのは る部分に限る。 クスの信用状態」と、 「上昇する場合」とあるのは Ċ オプション (同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデッ 「イからハまで」とあるのは インデックスを参照する場合にあっては○・八」と、 値の算出については、第十一項第六号 の規定を準用する。 「σiは、 「悪化する場合」と読み替えるも ○・五」とあるのは「oiは、 「イ」と、 この場合において、 「金利等」とあ (イに係

式を用いて算出した値

表の上欄に掲げる取引の区分に応じ

合成型証券化取引

当該合成型証券化取引の階層ごとに、

同表の下欄に定める算

- 97 -

、当該信用デリバティブが参ニ イ及びロに掲げる取引に該	が上昇するもの 一スの信用状態が悪化する場合に、	、当該信用デリバティブが参 ハ イ及びロに掲げる取引に該	(注2) Diは、当該階層及	(注1) Aiは、当該階層よ	プロテクションの提供	プロテクションの購入	取引の区分
当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックイ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち	に、当該信用デリバティブの時価	当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックイ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち	除した値 階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で Diは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての	計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値Aiは、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合	$\frac{15}{(1+14\times A_i)\times (1+14\times D_i)}$	$\frac{15}{(1+14\times A_i)\times (1+14\times D_i)}$	算式

七

が下落するもの

マイナスー

スの信用状態が悪化する場合に、

当該信用デリバティブの時価

第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期

号中 準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替 号」と読み替えるものとする。 えて準用する前項の」と、 号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第 ティブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中 間調整値の算出について準用する。この場合において、 えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各 七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替 て準用する第十一 十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替え 「第四号」とあるのは 項第七号ロ」と、 「第十三項第四号」と、 「第十一項第八号において読み替えて 同項第九号中「第十一 「金利デリバ 同項第七 項第八

算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Equity)} = \left[ \left( \sum_{k} \rho_{k}^{(Equity)} \times AddOn(Equity_{k}) \right)^{2} + \sum_{k} \left( 1 - \left( \rho_{k}^{(Equity)} \right)^{2} \right) \times \left( AddOn(Equity_{k}) \right)^{2} \right]$$

AddOn(Equityk)は、Equitykを参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equitykは、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は

#### 株価指数

# ρ[Equity]は、Equityklに係る相関係数

の合計額とする。 エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額ティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	(パーセント)
を参照するエクイティ・デリバティブるエクイティ・デリバティブのうち、株価第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ	= <del> </del> + <u> </u>
参照するエクイティ・デリバティブエクイティ・デリバティブのうち、株価を第九項に規定するヘッジセットに含まれる	十六
バティブ のうち、株価を参照するエクイティ・デリットに含まれるエクイティ・デリバティブ 第十項に規定する別に設けられたヘッジセ	百六十

百	デリバティブ のうち、株価指数を参照するエクイティ・ットに含まれるエクイティ・デリバティブットに含まれるエクイティ・デリバティブ
+	数を参照するエクイティ・デリバティブエクイティ・デリバティブのうち、株価指第九項に規定するヘッジセットに含まれる
<u>-</u> +	指数を参照するエクイティ・デリバティブるエクイティ・デリバティブのうち、株価第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ

二 第一号の算式中 ρ κ (Equity)は、次のイ又は口に掲げるエクイティーデリバティブの区分に応じ、当該イ又は口に定める値とする。

イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・五四 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額(原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額を対象に関する。

五.

前号のデルタ調整値は、

次のイからハまでに掲げる取引の区分

に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

のは るの 整値 は○・七五」と読み替えるものとする。 四号のデルタ調整値」とあるのは る部分に限る。 る場合にあっては一・二〇、 オプション は (同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 「株価又は株価指数等」と、 「イからハまで」とあるのは「イ」と、 は、 当該エクイティ・ 値の算出については、 の規定を準用する。この場合において、 株価指数を参照する場合にあって デリバティブが株価を参照す 「第十四項第四号のデルタ調 「σiは、 第十一項第六号 〇・五」とある 「金利等」とあ (イに係

エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一ティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバ

間調整値の算出について準用する。 読み替えて準用する第十 項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは イブ」とあるのは ティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、 クイティ・デリバティブの時価が下落するもの イに掲げる取引以外の取引のうち、 「第十一項第七号ロ」とあるのは 「第四号」とあるのは 項第七号から第九号までの規定は、 コクイテ 一項第七号口」 「第十四項第四号」と、 イ・デリバティブ」 この場合において、 「第十四項第六号において 当該エクイティ・ 同項第九号中 第四号のマージン期 ٢ 「金利デリバ マイナス 同項第七 同項第八 デリバ 当該

る前項各号」と読み替えるものとする。

一で読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読

15 第六項の算式中AddOn Com は、次に掲げるところに従い、算出す

る。

算出に用いる算式は、次のとおりとする。  $\frac{AddOn^{(Com)}}{f} = \sum_{j} AddOn^{(Com)}_{HS_{j}}$ 

$$\begin{split} AddOn_{HS_{j}}^{(Com)} &= \left| \left( \rho_{j}^{(Com)} \times \sum_{k} AddOn(Type_{k}^{j}) \right)^{2} \right. \\ &+ \left. \left( 1 - \left( \rho_{j}^{(Com)} \right)^{2} \right) \times \sum_{h} \left( AddOn(Type_{k}^{j}) \right)^{2} \right|^{\frac{1}{2}} \end{split}$$

AddOn<sup>(Com)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type!)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

 $\rho_{\rm j}^{\rm (Com)}$ / $\rm t$ , 0.4

て得た額の合計額とする。 、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じィティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を

九	第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力で参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力のうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブのうち、電力のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
四 十	力を参照するコモディティ・デリバティブるコモディティ・デリバティブのうち、電第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ
掛目	コモデイティ・デリバティブの区分

	イ・デリバティブ
	ブのうち、電力以外を参照するコモディテ
	ットに含まれるコモディティ・デリバティ
九十	第十項に規定する別に設けられたヘッジセ
	ブ
	以外を参照するコモディティ・デリバティ
	コモディティ・デリバティブのうち、電力

乗じて得た額とする。 一定では、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整値をです。 一定では、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定では、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定では、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元

に応じ、当該イからハまでに定める値とする。 整値 四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調 るのは「コモディティ価格等」と、 る部分に限る。 前号のデルタ調整値は、 オプション (同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 「イからハまで」とあるのは 値の算出については、 の規定を準用する。この場合において、 次のイからハまでに掲げる取引の区分 「σiは、 イ」と、 第十一項第六号 〇・五」とある 「金利等」とあ (イに係

のは

一 o i は、

当該コモディティ・デリバティブが電力を参照

は○・七」と読み替えるものとする。 | する場合にあっては一・五、電力以外を参照する場合にあって |

五. 八号中 する前項各号」と読み替えるものとする。 いて読み替えて準用する第十一 読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号にお 第十五項第五号において読み替えて準用する第十 号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、 間調整値 いて読み替えて準用する前項の」と、 て読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、 イブ」とあるのは 第十一項第七号から第九号までの規定は、 項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは 第十 の算出について準用する。 項第七号ロ」とあるのは 「コモディティ・デリバティブ」と、 項第八号において読み替えて準用 この場合において、 「第十一項第八号において 「第十五項第五号におい 第三号のマージン期 同項第九号中 一項第八号にお |金利デリバ 同項第七 同項第

16

項ただし書の規定にかかわらず、

単

のマージン・アグリー

メントが複数のネッティング・セットを対象とする場合には、

らのネッティング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

の算式を用いて算出する。 17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次

$$RC = max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} max(V_{NS}, 0) \right\} - max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

 $+ max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} min(V_{NS}, 0) \right\} - min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$ 

 $C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - Hc_{MA,collect} - Hfx_{MA,collect})$  $-C_{MA,post} \times (1 + Hc_{MA,post} + Hfx_{MA,post})$ 

MAは、マージン・アグリーメント(以下この項及び次項において同

Vnsは、NSに含まれる取引の時価の合計額

Cuaは、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

Cww. collectは、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hcm. collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

Hfxw.collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

CM, post/は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保(取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う

当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

Hcm. postは、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引 相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ 調整率

Hfxm, post/は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

は、次の算式を用いて算出する。 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFE

 $PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmargined}$ 

PFE: Markined は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準

ていないものとして算出することとする。

用して算出した額。

ただし、

トージン・アグリーメントや締結し

[条を削る。]

#### (標準方式)

ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により は負の符号をもつものとして扱う。 算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保

与信相当額 =  $1.4 \times max(CMV - CMC)$ 

$$: \sum_{j} |\sum_{i} RPT_{ij} - \sum_{l} RPC_{ij}| \times CCF_{j}$$

CMVは、ネッティング・セットに含まれる取引(担保の受入れ及

び差入れを除く。)の時価の合計額

CMCは、ネッティング・セットに含まれる担保(受入れ担保につ の時価の合計額 いては適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。)

RPTijは、ヘッジ・セット(次項に定める区分をいう。以下同じ

いう。以下同じ。) 。)jにおける取引iのリスク・ポジション(次号に定める額を

RPC1jは、ヘッジ・セットjにおける担保1のリスク・ポジション CCFjは、ヘッジ・セットjに対する掛目

二 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。 別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。 ことができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個 ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出する

とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

負債性商品(債券及び貸出金を含む。)以外のものを原資産

# リスク・ポジション = $p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$

preflは、河崎融の館路(外国通崎海への端中には田藩河の盤) vは、端志リメクや両する場合には河崎融の毎館、非漁志リメクや両する場合では河崎融の毎館、非漁志リメクや両する場合又は支払部分である場合(クレジット・デフォルト・スワップを除く。)、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等(残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。)が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを

リスク・ポジション =  $\frac{\partial v}{\partial r}$ 

算出することを要しない。

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値(約定の基礎となる計算上の総支払額(想定元本を含む。)を対象とする。)、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値(いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額)

rは、金利水準

リメク・ポペツョソ=強治元材鑑×海有増贈 よりリスク・ポジションを算出する。 クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式に

支払部分とは、 次の各号に掲げるものをいう。

金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、 当該支

がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合

2 機関、 ク・ポジション 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が 等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセ り付与された格付に対応する信用リスク区分が1―2又は1―3 産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリス 4-3又は5-3以上である債券等をいう。以下同じ。) を原資 ントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに であるもの、 ヘッジ・セットは、 個別リスクの低い負債性商品 第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券 公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、 (個別リスクの高い負債性商品(個別リスクの低 次の各号に従って設けるものとする。 (政府債のうち適格格付機関によ

相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。

入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション

(当該取引

保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差

た支払内容を持つものを除く。

取引の相手方から受入れた担

い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。)に類似し

)については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が 負う金利に係るものであるか否かに基づき区分した上で、負債性 商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については 取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいず 取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいず すンに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設 ける。 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジショ ける。

個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジショと、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに別はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに付した支払内容を持つものに限る。)、 又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに リスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに リスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに ではクレジット・デフォルト・スワップに係る リスク・ポジションに ではクレジット・デフォルト・スワップに係る リスク・ポジションに ではクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごと ではクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごと でに一のヘッジ・セットを設ける。

口

貴金属

同一の貴金属ごと又はインデックスごと ご一の発行体ごと又はインデックスごと

同

帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。)ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯(ピーク時間

ニ コモディティ(貴金属及び電力を除く。) 同一のコモディを同一とする権利ごと

1 外国為替こ関するヘッジ・セットは、司一の通貨ごとこ设けるティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

ァトニス分上 6 っつこ上 6。 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セ

3

ティと原資色にける文川とつゝては、と仏形分のリスケ・ポジィー(株式(株式指数を含む。)、金、貴金属又はその他のコモディットに区分するものとする。

ョンを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジシ

リスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する

支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関す二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と

、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ三 支払同士を交換する取引(為替先渡取引を含む。)についてはるヘッジ・セットに区分する。

ションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分す」(負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジ)

セットに区分する。

る。

4 CCFiは、次の各号に定めるものとする。

					原資産	応じ、それ
			品	高い負債性商	個別リスクの	それぞれ左欄に掲げる掛目とする。
° )	・ポジションに限る	ワップに係るリスク	ト・デフォルト・ス	債性商品(クレジッ	個別リスクの低い負	る掛目とする。
					その他	

負債性商品を原資産とする場合、CCFiは、その原資産の種類に

ント) 目		原資産	産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。	負債性商
五.		金	応じ、そ	品以外の
七		株式	れぞれ	ものを
	° A		左	原次
八 · 五	。 ) 金を除く	貴金属(	懶に掲げる	貧産とする
四		電力	る掛目とす	負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF」は、
+	除く。)及び電力を	コモディテ	, る。	CF;は、その原資
				資

(期待エクスポージャー方式)

2 [略] 第五十二条 [略]

ものとする。 ものと用いて算 はした無数EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算 出した無数EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算 は、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算

4 [略]

る効果を勘案したEEはを用いることにより同項第二号に規定する 第二項第三号に規定する無効EEはの算出において、当該担保によ 下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、 下制ルデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以 の対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャーがする。 は、ネッティング・セットに係る取引相手方

| 掛 目 | ○・六 | ○・三 | ○・二 |

四 前三号に該当しないものの場合、CCF」は十パーセントとする。三 外国為替に関するCCF」は、二・五パーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 [同上]

2

同上

出した洲沙EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いな出した洲沙EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算の標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に

4 [同上]

ければならない

期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)におに対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方にの数が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に係るエクスをに対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係る取引相手方に係る取引相手方に係る取引相手方に係る取引相手方に発る取引相手方

づく担保による効果は反映しないものとする。めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求料登EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引

リスクのマージン期間内における取引相手

方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

Ħ

を計測する場合には、

効果は反映してはならない。 効果は反映してはならない。 効果は反映してはならない。 効果は反映してはならない。 効果を関連による効果を関連において、当該担保による効果を勘案し ができる。ただし、取引相手方の信用状 規定する洲沙EEtkの算出において、当該担保による効果を勘案し の表したは、第二項第三号に

Eとする方法を使用することができる。 る額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する無玅E P 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げ

のうちいずれか大きい額を加えた額 アEに当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いに PEに当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いに アをの額が調整されるものを除く。)の額を加えた額 よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額 のうちいずれか大きい額を加えた額

 $\wedge \quad \mathcal{F} \not\vdash \mathcal{F} \mathcal{F} = \mathbb{E}[\max(\Delta MtM, 0)]$ 

E[]は、[]内の期待値

△MtMは、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価

7 前 セ 「項のリスクのマージン期間は、 ットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 次の各号に掲げるネッティング

7

調整されるネッティング・セット Z (二以上の整数とする。 )日ごとの値洗いにより担保の額が F+N-1

8 ン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする 掲げるいずれかのネッティング・セットについて、 連続する二の四半期の間に、 する場合が三回以上生じた場合には、 る係争により、 Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間 当該ネッティング・セットについては、 項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の 同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要 同項第一号イからニまで又は第二号に 次の連続する二の四半期の間 同項のリスクのマージ 担保額調整に係

> の変化額。 による効果を勘案してはならない。 ただし、トージン・アグリーメントに基心へ担保

口 スポージャーの額 る効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエク けた担保 マージン・アグリーメントに基づき提供をし、 (コールされたもの及び係争中のものを除く。) によ 又は提供を受

ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットに マージン・アグリーメントに基づき提供をし、 又は提供を受

おいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

ティング・セットの区分に応じ、 前項第二号イのリスクのマージン期間は、 同上 当該各号に定めるところによる。 次の各号に掲げるネッ

セット N目ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング F+N-1

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直 Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間 近

同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回 掲げるいずれかのネッティング・セットについて、 連続する二の四半期の間に、 以上生じた場合には、 クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額 によって調整する仕組みをいう。 イング・セットについては、 次の連続する二の四半期の間は、当該ネッテ 同項のリスクのマージン期間の少なく 同項第一号イからニまで又は第二号に 以下同じ。 )に係る係争により、 担保額調整

9 ジ ネッティング・セットから除外するものとする。 お スクをいう。 いて、 ャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリ 個別誤方向リスク 標準的手法採用組合は、 取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、 以下同じ。 (特定の取引相手方に対する将来のエクスポ )が特定された場合には、 ネッティング・セットを構成する取引に 当該取引を当該 カュ 0

担保の価格変動を適切に反映するものとする。し、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供を

12 13 略

(承認申請書の提出)

申請書を行政庁に提出するものとする。

一 -二 略

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

ネッティング・セットから除外しなければならない。 スクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当該ジャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリジャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリポいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつおいて、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつり、標準的手法採用組合は、ネッティング・セットを構成する取引に

特性を勘案しなければならない。リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関

担保の価格変動を適切に反映しなければならない。し、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該11 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供を

12 13 同上

(承認申請書の提出)

| 申請書を行政庁に提出しなければならない。 項の承認を受けようとする組合は、次に掲げる事項を記載した承認||第五十三条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一

[一・二 同上]

い。
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

[一~五 略]

に掲げる事項を記載するものとする。 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次

[一·二 略

(承認の基準)

一~三略]

該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

意検証は次に掲げる事項を含むものとする。

意検証は次に掲げる事項を含むものとする。

意検証は次に掲げる事項を含むものとする。

まって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそまって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそまって期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独関待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独

イ〜ハ 略‐

[一~五 同上]

に掲げる事項を記載しなければならない。 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、

次

[一・二 同上]

(承認の基準)

[一~三 同上]

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそよって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見れが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見れが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルの開発から独立されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

### [五~十二の二 略]

掲げる要件を満たしていること。 十三 αを独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に

二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効

#### (変更に係る届出)

は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出るものとするけた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に第五十二条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受し

#### [一~三 略]

#### (承認の取消し)

## [五~十二の二 同上]

掲げる要件を満たしていること。-三 αを独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に

三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十十四派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効

#### (変更に係る届出)

ない。
は、遅滞なく、その旨及びその内容を行政庁に届け出なければならけた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に第五十三条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受

#### [一〜三 同上]

#### (承認の取消し)

#### (段階的適用等)

第五十二条の六 期間について、 式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする 待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りで ャー方式を適用しない旨を第五十三 けた標準的手法採用組合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形 ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受 一部の取引の与信相当額について期待エクスポージ 一条の二 |第二項第四号に掲げる期

[略]

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十三条 とする。 及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するも ント・エクスポージャー方式を用いる場合には、 標準的手法採用組合が第五十条第二項の規定によりカレ 再構築コストの額

る。 ティング契約下にある取引において用いる場合に限る。 前項の再構築コストの額は、 ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッ 次の各号に掲げるいずれかの額とす

(零を下回る場合には、 零とする。

派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コスト

ネット再構築コストの額 (零を下回る場合には、零とする。)

#### (段階的適用等)

第五十三条の六 掲げる期待エクスポージャー の一定の期間について、 ならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後 ポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければ の限りでない。 スポージャー方式を適用しない旨を第五十一 けた標準的手法採用組合は、すべての派生商品取引又はすべてのレ 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受 一部の取引の与信相当額について期待エク 方式実施計画に定めている場合は、 三条の一 第 一項第四号に

2

同上

[条を加える。

3

ィング契約下にある取引において用いる場合に限る。。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッテ第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする

、、次のイ又はロに掲げる額(以下「グロスのアドオン」という。

に残存交換回数を乗ずるものとする。)を乗じて得た額に定める掛目(元本を複数回交換する取引にあっては、各掛目る残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄では、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げイ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)につい

朱弍関重取引	金利関連取引	及び金関連取引 一切外国為替関連取引	取引の区分
年以内	五年超 一年以内 一年以内	五年超 一年以内 一年以内	残存期間の区分
六・〇	一〇〇	七五一・五〇〇	(パーセント)

(注1)特定の支払マ市場価値が とみなすこと とみなすこと ・五パーセン ・五パーセン ・五パーセン	ティ関連取引	関連取引を除く。)	
株定の支払期日においてその 特定の支払期日においてその で市場価値が零になるように知 とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この とみなすことができる。この との との との との との との との との との との との との との	五年超 一年以内	五年超 一年超五年以内 一年以内	五年超一年起五年以内
派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)、特定の支払期日においてその時点でのエクスポージや五パーセントを下限とする。この基準を満たす残存期間がとみなすことができる。この基準を満たす残存期間がとみなすことができる。この基準を満たす残存期間がとみなすことができる。この基準を満たす残存期間がとみなすことができる。この基準を満たす残存期間がとみなすことができる。この基準を満たす残存期間がある。	+ + + · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ハ 七 七 ・ ○ ○ ○	+ /\ • • •

(注 3)

同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップにつ

うこととする。

は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱

いては、この項に係る額を与信相当額に加えることを

- (注 4) 限る。)等をいう。 先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に 外国為替関連取引とは、 為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨 異種通貨間の金利スワップ
- (注 5) プション(オプション権の取得に限る。)等をいう。 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオ
- (注6) 利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプシ ョン(オプション権の取得に限る。)等をいう。 金利関連取引とは、 同一通貨間の金利スワップ、金
- (注7) に限る。) 等をいう。 先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得 株式関連取引とは、 個別の株式や株価指数に基づく
- (注8) プ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワッ
- る取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、 (注9) クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げ 引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属 ション(オプション権の取得に限る。)等をいう。 のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプ その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取

当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た

額

(注1)標準的手場合の掛目ット・デフである場合ション提供らがじめ定らず、取引	・スワップ ジット・デフォルト ・スワップ又はクレ	取引の種類
取引が清算されるものに限り 取引が清算されるものに限り 取引が清算されるものに限り 取引が清算されるものに限り 取引が清算されるものに限り しためたものをいう。)の発 が定めたものをいう。)の発 が定めたものをいう。)の発	その他の債務者	原債務者の種類
与信 相当知	十 五 · · ○ ○	(パーセント)
で を 算 か が 世 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		

組合は、この項の規定により算出される額について、

こととされていた額を上限とすることができる。 取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取る

- (注2) 優良債務者とは、 次に掲げるものをいう。
- 2 リスク・ウェイトが規定されている主体 は5-3以上である主体をいう。 与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又 が認められている主体並びに適格格付機関により付 して二十パーセントのリスク・ウェイトとすること 外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理 会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照ら 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。) 第二十七条から第三十三条までの規定において、 外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる

対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のう を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・ 目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類 原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ 数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては バティブについては、プロテクションの対象とする複 プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ

(注3)

第六十九条 場合において、当該各号に定めるものとする。 営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間 営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、 する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十 ボラティリティ調整率を計算する際に、 いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎 (標準的ボラティリティ調整率) 同表の下欄に定めるボラティリティ調整率 げる資産種別に該当する場合 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲 次の算式により得られるネットのアドオンの額 ネットのアドオン = 0.4 × グロスのアドオン 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用 ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発 生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終 了するものについて準用する。 資産種別 ネット再構築コスト ロス再構築コスト×グロスのアドオン その該当する資産種別に応じて、 当該資産を保有すると仮定 ボラティリティ調整率 次の各号に掲げる 第六十九条 (標準的ボラティリティ調整率) げる資産種別に該当する場合 同表の下欄に定めるボラティリティ調整率 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲 同上 同上 資産種別 その該当する資産種別に応じて、 ボラティリティ調整率

E*= (RC+アブオン) -C <sub>A</sub>	保を用いるときルレント・エクルレント・エクー	2 [略]	[略]  「臨」  「臨格金融資産担保以外の資産(  当該資産について第四十九条第  「項第八号に定める与信相当額  を算出する場合又はSA-CC  「根を用いて派生商品取引若しく は長期決済期間取引に係る与信相当額  これらの取引に係る与信相当額  るときに限る。以下同じ。)
	のエクスポージャーの額はスポージャー方式を使用しスワップ及びオプション等手法を適用する場合であっ		二十五パーセント
E*= (RC+アドオン) -C <sub>A</sub>	用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。て、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレ(計算方法)	2 [同上]	[同上]

15%は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、零

RCは、第五十三条第二項第一号に定める再構築コスト

下回らない値とする。

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

Cylt、Hc (適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率)及びHfx (エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率)を適用した後の担保額

、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。は第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC

3 [略]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス

ク・アセットの額の算出方法の特例)

により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことが・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式るトレード・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレードント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレードント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、零を下回らない値とする。)

RCは、第五十一条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

Cylt、Hc(適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率)及 びHfx(エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場

、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。は第五十一条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRCの高出すの共コリムリテム 温騰般)や高田 Uた家の苗宛盛

2

3 [同上]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス

ク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清第百十三条の方式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額で、当該トレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャーにかて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額額は、次の算式によります。

 $RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$ 

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

KWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十二条第七項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

[2~4 略] 第百三十二条 [略]

」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。 の規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」との規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六まで

\_項を削る。\_

 $RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$ 

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十二条 [同上]

[2 4 ] 同上]

るものとする。 の手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え の手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え の手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え の手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え

Wときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージ 適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次 適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次 の部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の 7

略

•

略

(マチュリティ)

[2~5 略] 第百三十三条 [略]

の 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーのEAD 6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの された実効マチュリティとし、同号に掲げる海送 E Etk は第二号に された実効マチュリティとし、同号に掲げる海送 E Etk は第二号に 掲げる算式により算出 された実効マチュリティとし、同号に掲げる海送 E を準用する場合 の 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーのEAD 6

加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参

掛目=√ (Tm/10)

Imは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百三十三条 [同上]

[2~5 同上]

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合について第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合が一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条 [略]

[2~4 略]

とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。 。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用するとあるのは「第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六まで

[項を削る。]

6

(エクスポージャーの厚さ (T))

第二百三十六条 [略]

組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又

前三項」とあるのは

第

一項」と読み替えるものとする

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条 [同上]

2~4 同上]

ものとする。 手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクス

ド・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。 算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレー加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清あって、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参 第百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーで

(エクスポージャーの厚さ (T) )

第二百三十六条 [同上]

読み替えるものとする。この場合において「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根準的手法採用組合」と「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「根本の一型・「相本の一型・<

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割	[号を削る。]
法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値	
第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手	相当額の割引現在価値
一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節	
	た額とする。
	号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出し
4 [同上]	4 第一項のEADitalは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
[2・3 同上]	[2・3 略]
第二百四十六条の三 [同上]	第二百四十六条の三 [略]
(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)	(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)
3 [同上]	3 [略]
を含む。)の承認を受けた組合	を含む。)の承認を受けた組合
第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合	第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合
三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項 (	三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項 (
[一・二 同上]	[一・二 略]
	取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。
	用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品
	当しない組合にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を
2 [同上]	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該
第二百四十六条の二 [同上]	第二百四十六条の二 [略]
(CVAリスク相当額の算出)	(CVAリスク相当額の算出)

規定する与信相当額 期待エクスポージャー 方式を用いる場合 第五十二条第二項に

法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節

5 る算式により算出するものとする。 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、 次に掲げ

5

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) ×(1-EXP(-0  $05 \times M_x))/(0.05 \times M_x)$ 

Mxは、対応するMi、Mi hedge又はMine

6 略-

7 当該ネッティング・セットのEADitalとすることができる。 参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エ 算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。 クスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清 を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、 第四項第三号に掲げる場合において、 第一項のEADiでは(直接清算

四十六条の三第七項」 一十営業日」とあり、及び 第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージ この場合において、同項中「前項」 と、同項第一号中「ネッティング・セット ーネッティング・セット とあるのは「第二百 十営業日

掛目=√ (Tm/10)

引現在価値

規定する与信相当額 期待エクスポージャー 方式を用いる場合 第五十三条第二項に

[号を加える。]

第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、 次に掲げ

る算式により算出するものとする。

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) ×(1-EXP(-0)

 $05 \times M_x))/(0.05 \times M_x)$ 

Mxは、対応するMi、Mi hedge又はMine

6 同上

7 ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るも のに限る。)を算出する場合には、 レード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生 とすることができる。 る額に次の掛目を乗じた額を、 (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けト 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEADioval 当該ネッティング・セットのEADitota 第四項第一号又は第二号に定め

華目=✓ (Tm/10)

Tm/よ、 ン期間。 第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージ 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット この場合において、同項第一号中「ネッティング・セッ 十営業

」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替込めものとする。

第 採用組合」とあるのは スク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、 ャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リ 一百四十六条の六 (中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算 <sup>、</sup>加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット) ジャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該 前項の規定にかかわらず、 (第五十条第 )の規定は、 エクスポージャー 一項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法 中央清算機関に対するトレード・エクスポージ 第四章 「組合」と読み替えるものとする。 (第五十一条第四項第二号及び第三号を 次の各号に掲げるトレード・エクスポ のリスク・ウェイトは、 二パーセント 2 第

日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。 の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読 一ジャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。こ 一ジャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。こ の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読 の場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「組合」と読

ージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、 件を超えたネッティング・セット」とあるのは K 含む四半期 困難な派生商品取引を含むネッティング・ で」とあるのは「イ を準用する場合において ク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定 また、 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・ ・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、 第七十五条第 「ロ」と、 次の各号に掲げるトレード・ 期前 同号ニ中 項第 の四 ロ又はニ」と、 半期内のいずれかの時点で取引件数が五千 「イからハまで」とあるのは 号二中 第五十三条第七項第 「流動性の低い担保又は再構築の 同号イ中 エクスポージャーの信用リス セット及び算出基準日を 二パーセントとする 一口又はハ」とある 一流動性の低い担保 号中 「イ又はロ」 当該トレ エクスポ

とする。

#### 一•二 略]

3 を用 れか短い営業日数とする。 回る場合には、 ットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数 が予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じ いる場合に限る。 当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れること 項の規定により第四章の規定を準用する場合 ないときは、 十営業日とする。 リスクの において、 マージン期間は、 )と一年間の営業日数のうちいず 適格中央清算機関が支払不能と ネッティング・セ (十営業日を下 (SA-CCR3|

 $4\|$ 機関が支払不能となった場合において、 失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマ 変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損 うちの最も長い営業日数 はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは 工 「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算 「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又 クスポージャー方式を用いるときは、 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、 ン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間の )と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。 (十営業日を下回る場合には、十営業日と 当該適格中央清算機関から 第五十二条第七項第一号中 期待

読み替えるものとする。

[一·二 同上]

。 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー(組合が間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能と 算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能と の手である場合に、組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清 のが、このである場合において、直接清算参加者の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク

[項を加える。]

[項を加える。]

5

項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七

十五条第二項第一号二中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派十五条第二項第一号二中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えまの困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構たネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構たネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構たネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構たネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構たネッティング・セット」と読み替えることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方にある。)と一年間の営業日数のうちいずれか短い対域を関する。

ク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けとなった際に組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算となった際に組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算となった際に組合が間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能以よりである場合において、直接清算参加者の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク

[項を加える。]

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

とする。

エクスポージャーのリスク・ウェイトは、

四パーセント

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

第

||百四十六条の七||適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(Koui)

に十二・五を乗じて算出する。

所要自己資本額(KcMi)は、次の算式を用いて算出する。

$$\frac{K_{CM_i} = max \left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}}\right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref}\right)}{K_{CCP} = \sum EAD_i \times 0.2 \times 0.08}$$

DFド゙ー゚は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者iが拠出した清 算基金の額

DFccrは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類する のの額 基金を除く。)と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するも 央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算 ものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中

DF流がは、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算

EADiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対す 基金の額の合計

イ又は口に定める額とする。 前号のEADiは、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、 当該

るトレード・エクスポージャーの額

受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の を含むこととし、 派生商品取引 リスクのマージン期間は十営業日とする。 SA-CCRを用いて算出した額。 ただし、

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、 じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。 に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Kan)に十二・五を乗 第一号

一 所要自己資本額 (Kan) は次の算式を用いて算出する。

$$\begin{split} K_{CM} &= \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^{*} \\ &+ \frac{100\% \cdot 1.2 \cdot (\kappa_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM}}{(\kappa_{CCP} - DF_{CCP}) + c_{1} \cdot (DF' - K_{CCP})} \cdot if \quad DF' < \kappa_{CCP} \leq DF' \quad (ii) \\ &+ c_{1} \cdot DF'_{CM} \quad if \quad K_{CCP} \leq DF_{CCP} \quad (iii) \end{split}$$

$$K_{CCP} = \sum_{i} max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_{i} DF_{i}$$

 $DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$ 

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = Max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

Kbu/は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額(第 八号及び第九号において同じ。)

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数(第八号

# ロールポ形式の取引 次の算式により算出した額

 $EAD_i = max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$ 

EBRMiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額(第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。)

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

- 二十営業日とすることを要しない。 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を
- 号口に定める額との割合に応じた額とする。 「は保を授受していないと仮定した場合における額とする。」と同 世保を授受していないと仮定した場合における額とする。」と同 世保を授受していないと仮定した場合における額とする。」と同 世保を授受していないと仮定した場合における額とする。」と同 地保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 世保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 地保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 世保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 世保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 地保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 地保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 地保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 地保を授受していないと仮定した場合における額とする。)と同 は、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該 は、当該派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象
- 分別管理されていないときは、当該区分ごとのDFccpは、∑iEADi 区分ごとに算出する。この場合において、DFccpが当該区分ごとに 区分ごとに算出する。この場合には、第一号の所要自己資本額は、当該 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

及び第九号において同じ。)

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

DFccrは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に先立ち負担するものの額

EBRWiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IWiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金(第九号において同じ。)

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

Alvet.iは、直接清算参加者iに対するEBKMiの額(第八号及び第九号において同じ。)

- Avet.1/は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)
- Avet.2は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及び第九号において同じ。)
- ΣiANet,i/は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に 対するエクスポージャーの額の合計額(第八号及び第九号にお いて同じ。)

の額の割合に応じた額とする。

不 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間 で管理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれ している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定(複数の間接清算参加者の勘定を一括し を分別管理 している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定(複数の間接清算参加者の勘定を一括し 一ジャーの額の合計額をEADiとする。

2 算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。 合における次の各号に掲げる額の合計額 機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となったと仮定した場 るトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清 回る場合には、 定した合計額」という。 (以下この項において単に「合計額」という。)と、 前条及び前項の規定にかかわらず、 当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対す )を比較し、 合計額が仮定した合計額を上 次の各号に掲げる額の合計額 (以下この項において 適格中央清算 仮

信用リスク・アセットの額 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

八条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。 一 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十

ント・エクスポージャー方式を用いる。 適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のカレニ 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法

オンについては、次の算式を用いる。四、前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアド

ネットのアドオン = 0.15 × グロスのアドオン

+0.85× オット再構築コスト グロス再構築コスト

する。

二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグ

期間を二十営業日とすることを要しない。

東引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有類出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、

分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDFccはM 一ごとに算出することを要する。この場合において、DFccが当該区分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

の網

Averiの額の割合に応じた額とする。

自己資本額(Kan)を算出することを要する。合計額(DFan)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_{i} DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF\*は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金 で毎

DFがは、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

/ Avert + Avers N / IM (Kau)を計算することを要する。 計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{IM}{\sum_{i} IM_{i}} \cdot K_{CM}^{*}$$

リスク・アセットの額を算出することを要しない。 ・ 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用 リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用

3

 $Min\{(2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE\}$ 

LEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー 「上

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

 $\bigcirc$ 農 林 中 央金 庫 が そ  $\mathcal{O}$ 経 営  $\mathcal{O}$ 健 全性 を 判 断 す るたい  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 基 準 平 成 十八 年 金 融 庁 農 林 水

産

省告示

第 四

号)

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ Ź 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 し 又は 破 線 で 拼  $\lambda$ だ 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る改 正 後

欄 に 掲 げ る 規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 井  $\lambda$ だ 部 分  $\mathcal{O}$ ように・ 改 め、 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L 7 掲 げ

るそ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分に 重 傍 線 を 付 L た 規 定 以 下 対 象 規 定 とい う。 は、 そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 が 同  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ は

象 規 定 改 欄 掲 げ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ように 改 め、 そ  $\mathcal{O}$ 標 部 分が なる は 改 正 前 欄 げ 対 象

記

異

Ł

 $\mathcal{O}$ 

に

掲

る

当

該

対

を

正

後

に

る

ŧ

規 定 を改 正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定とし て移 動 し、 改 正 前 欄 に 撂 げ る対 象 規定で改 Ē 後 欄 にこれ に 対 応 す

ŧ  $\mathcal{O}$ を 掲 げ 7 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は、 ک れ を 削 り、 改 Ē 後 欄 12 掲げ る対象規定で 改正 前欄 にこれ に対 応す Ź t  $\mathcal{O}$ を

掲 げげ て 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は、 これを 加 える。

附則	[第五章~第八章 略]				ティブ等 (第百十四条—第百十六条)	第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバ	[第一目・第二目 略]	第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項	[第四款~第七款 略]		第八目 削除	[第一目~第七目 略]	第三款 包括的手法	[第一款・第二款 略]	第五節 信用リスク削減手法	[第一節~第四節の二 略]	第四章 信用リスクの標準的手法	[第一章~第三章 略]	目次	改 正 後
附則	[第五章~第八章 同上]	条の二)		第六節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの		第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバー	[第一目・第二目 同上]	第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項	[第四款~第七款 同上]	$\mathcal{L}$	第八目 包括的手法における担保付派生商品取引(第九十条	[第一目~第七目 同上]	第三款 包括的手法	[第一款・第二款 同上]	第五節 信用リスク削減手法	[第一節~第四節の二 同上]	第四章 信用リスクの標準的手法	[第一章~第三章 同上]	目次	改正前

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 第

[一〜六の二 略]

号に定めるところによる。

に当たって必要な情報を農林中央金庫に提供している者であって一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出する六の三 適格中央清算機関 農林中央金庫が第二百四十七条の八第

[イ〜ハ 略]

次に掲げる者をいう。

[七~二十九 略]

三十 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャ

[イ~へ 略]

ーをいう。

ンフラ投資銀行向けエクスポージャー 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際復興開発銀行、国際金融のたりの国際金融である。 開発銀行、水州開発銀行、水州投資銀行、欧州投資基金、北欧開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧開発銀行、水川開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

チ・リ 略]

[三十一・三十一の二 略]

三十一の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引、レポ形

(定義)

第一条 [同上]

[一〜六の二 同上]

二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに六の三 適格中央清算機関 農林中央金庫が第二百四十七条の八第

次に掲げる者をいう。

当たって必要な情報を農林中央金庫に提供している者であって、

[イ〜ハ 同上]

[七~二十九 同上]

三十 [同上]

[イ~へ 同上]

ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリアジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、

[チ・リ 同上]

アシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

[三十一・三十一の二 同上]

三十一の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ

において同じ。)並びにこれらに関する担保の提供により生ずる期決済期間取引をいう。第二十五条第一号及び第五十五条第一項式の取引及び長期決済期間取引(第五十六条第二項に規定する長

[三十一の四~七十六 略]

エクスポージャーをいう。

-

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク

た場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。場合にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用し・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した

2 3 略

(信用リスク・アセットの額の合計額)

を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。 採用した場合にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信

2 · 3 略

アセットの額の合計額) (農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・

スポージャーをいう。形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエク

[三十一の四~七十六 同上]

(信用リスク・アセットの額の合計額)

・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した第十条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク

[2·3 同上]

(信用リスク・アセットの額の合計額)

付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう採用した場合にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格採用した場合にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を第二十一条 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信

[2・3 同上]

アセットの額の合計額)(農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・

第二十五条 [略]

[項を削る。]

## (国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十七条 [略]

数国間投資保証機関 前項の規定にかかわらず、 北欧投資銀行、 欧州復興開発銀行、 国際開発協会、 カリブ開発銀行、 米州開発銀行、 国際復興開発銀行、 アジア開発銀行、 イスラム開発銀行、 欧州投資銀行、 国際金融公社、 アフリカ開 欧州投 予防 多

接種のための国際金融ファシリティ

欧州評議会開発銀行及びアジ

2 農林中央金庫が標:第二十五条 [同上]

ものとする。 算出する場合には、 信用リスク・アセットの額について、第百十六条の二の規定により 規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に 証券等清算取次ぎ、 ポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価 レード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として 生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る る海外の取引(以下「清算取次ぎ等」という。)を行うことにより 対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類す レード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清算参加者とし 同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いる 間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクス 間接清算参加者の適格中央清算機関に対するト 前項第一号の合計額の算出に当たって、当該ト

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十七条 [同上]

2 際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャ 興開発銀行、 資銀行、 数国間投資保証機関、アジア開発銀行、 前項の規定にかかわらず、 カリブ開発銀行、 米州開発銀行、 イスラム開発銀行、 欧州投資銀行、 国際復興開発銀行、 アフリカ開発銀行、 欧州投資基金、 予防接種のための国 国際金融公社、 北欧投 欧州復 多

零パーセントとする。 アインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

第五十一条 [略]

2 律第二百六十四号)第二条第五項に規定する特定中小企業者に対す るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 が保証されたものに限る。)であって国により当該保証に係る必要 条第三十号リに規定する信用保証協会をいう。)により債務の全額 る同法第十二条に規定する経営安定関連保証 な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係 前項の規定にかかわらず、 中小企業信用保険法 零パーセントとする。 (信用保証協会 (昭和二十五年法 第一 2

(オフ・バランス取引の与信相当額

3

略

第五十五条 欄に掲げるオフ・バランス取引を行うときは、当該取引の相手方に た額とする。 とを要する。 対する信用リスクに係る与信相当額は、 (見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であるこ 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に次の表の中 以下同じ。)に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得 当該取引に係る想定元本額

> のリスク・ウェイトは、 零パーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスポージャー)

第五十一条 [同 上]

る同法第十二条に規定する経営安定関連保証 律第二百六十四号)第二条第四項に規定する特定中小企業者に対す るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、 が保証されたものに限る。)であって国により当該保証に係る必要 条第三十号リに規定する信用保証協会をいう。)により債務の全額 な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係 前項の規定にかかわらず、 同上 中小企業信用保険法 零パーセントとする。 (信用保証協会 (昭和二十五年法

3

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十五条 欄に掲げるオフ・バランス取引を行うときは、 た額とする。 とを要する。 対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額 (見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であるこ 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に次の表の中 以下同じ。 )に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得 当該取引の相手方に

オフ・バランス取引の種

掛

目

オフ・バランス取引の種

備

考

掛

目

備 考

	Ē	<b>1</b>	[略]	(パーセント)
八 有価証券の貸付、現 金若しくは有価証券の貸付、現 よる担保の提供(SA 一 C C R (第五十六条 の二に定めるところに より与信相当額を算出 より与信相当額を算出	代	七 言用共与こ直接的こ		類
情務とは、一般的 形の引受けの性格を が見受けの性格を が一裏書を含む。 をで元本補塡信	的に代替する偶発	言用共与こ直接		
	Ē		[岡上]	(パーセント)
(八) 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券の買戻条件付売 があり、現無の提供とは有価証券の貸付、現 がでは、現	代	七 言用共与こ直妾的こ		類
			Ī	

件付購入は有価証券の買戻条件	れるものを除く。)又で与信相当額が算出さいおける担保の提供	相当額を算出する場合別その他これに類する場合の取引若しくは信用取	取引若しくはレポ形式 お取引、長期決済期間 品取引、長期決済期間	り与信相当額を算出す 四に定めるところによ 四に定めるところによ	信相当額を算出し、又決済期間取引に係る与決済期間取引に係る与

2 (注 1) 略 (注 2) 略

(与信相当額の算出)

第五十六条 りSA-CCR又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。 信相当額は、次条から第五十六条の四の六までに定めるところによ 与信相当額の算出対象から除くことができる。 原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与 第五十六条

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 略

5 る 信相当額の算出に当たっては、 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与 CVAの影響を勘案しないものとす

6 [略]

(SA - CCR)

第五十六条の二 次の算式により与信相当額を算出する。 それ以外の取引にあっては個別取引をいう。 ネッティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい CCRを用いるときは、 (法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にSA-ネッティング・セット(法的に有効な相対 以下同じ。 ネッティング・セ ) ごとに、

> (注 1) (注2) 同上

2 同上

(与信相当額の算出)

[2 5 4 同上]

とができる。

ジャー方式を用いて算出する。

ただし、

原契約期間が五営業日以内

の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くこ

りカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポ

信相当額は、次条から第五十六条の四の六までに定めるところによ

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与

5 信相当額の算出に当たっては、 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与 CVAの影響を勘案してはならな

6 同上

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十六条の二 る額を合計することにより与信相当額を算出する。 ト・エクスポージャー方式を用いるときは、次項及び第三項に掲げ 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にカレン

2 次の各号に掲げるいずれかの額

 $\mathcal{O}$ 額 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コスト ただし、零を下回らないものとする。

する。 引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう 係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、 メントの下にある取引の集合ごとに、 る。) において、 以下この条並びに第五十六条の四第五項及び第十一項において同 が締結されている場合には、 複数のマージン・アグリーメント(取引相手方に 個々の当該マージン・アグリー 与信相当額を算出するものと 当該取 3

与信相当額=1.4× (RC+PFE)

RC/よ、 再構築コスト (以下この条において同じ。

PEEは、将来の潜在的なエクスポージャー額(以下この条において

める算式を用いて算出するものとする。

2

前項のRCは、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定

マージン・アグリーメントを締結していない場合

 $RC = max\{V - C, 0\}$ 

 $C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$ 

 $-C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$ 

VII, 号及び第六項において同じ。) ネッティング・セットに含まれる取引の時価の合計額(次

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額 て画じ。) (次号及び第六項におい

Ccollect/t, 取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する

- 二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、 らないものとする。 ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回
- 次の各号に掲げるいずれかの額

」という。) 表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン 掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同 ティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に 数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバ て区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただ の表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイ 元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回

派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)の掛目

金利関連取引	が金関連取引外国為替関連取引及	取引の区分
一年以内	一年超五年以内	残存期間の区分
0.0	七五一. 五〇〇	(パーセント)

ボラティリティ調整率(担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。)

Hfxcollectは、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクス

ポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用する

ボラティリティ調整率

Cpostは、取引相手方へ差し入れた担保(取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

Hcpostは、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfxpostは、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

マージン・アグリーメントを締結している場合

## $RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$

Hは、信用極度額(取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しなしい額としてあらかじめ定めた額)

MTAは、最低引渡担保額(取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額)

応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。 3 前項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に

	五年超五年以内	一 · 五 五
株式関連取引	五年超 一年以内	十八六
関連取引を除く。)	五年超 一年超五年以内 一年以内	八 七 七 • • • •
イ関連取引	一年超五年以内 一年以内	+ + +

・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネッティング・セット(以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)

ILは、第四章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ オ調整率又は同款第三目に規定する自金庫推計ボラティリティ 調整率 (次号において同じ。)

Macは、NSに含まれる取引の残存期間(当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T√は、トルを算出するために用いた保有期間(次号において同じ。 ├─

二 マージン・アグリーメントを締結している場合)

 $H_N imes \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$ 

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間(マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方

うこととする。は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)

- 要しない。
  いては、この項に係る額を与信相当額に加えることを(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップにつ
- 限る。)等をいう。 先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に、為替先渡取引(F X A)、先物外国為替取引、通貨(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ
- (注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金プション(オプション権の取得に限る。)等をいう。(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオ
- (注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づくョン(オプション権の取得に限る。)等をいう。利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプシ(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金
- 引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属(注9)をの他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取

との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。)

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティングの低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティングの低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティングの低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティングの低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティングの低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティングの低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むません。

件数が五千件を超えたネッティング・セット 二十営業日 準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引 一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先する海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるする海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるする海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるする海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるする海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるする海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるする海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるする海外の取引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずる。

・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング

の額が調整されるネッティング・セット F+N-1 N (二以上の整数とする。) 日ごとの値洗いにより変動証拠金

Fは、前四号の規定により定まるリスクのマージン期間

クレジット・デリバティブの掛目ション(オプション権の取得に限る。)等をいう。のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプ

口

十 五 · · ○ ○	その他の債務者	トータル・リターン ・スワップ マはクレ ・スワップ マはクレ
(パーセント)	原債務者の種類	取引の種類

(注1) 農林中央金庫がプロテクション提供者である場合の(注1) 農林中央金庫がプロテクション購入者が支払不能となったおいては、プロテクション購入者が支払不能となったおいては、プロテクション購入者が支払不能となったが支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引がたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引がたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引がたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引がたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引がたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引がたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引がとなった。

5 額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変 期の間は、 間を要する場合が三回以上生じた場合には、 争により 化を担保額によって調整する仕組みをいう。 連 ージン期間とする。 るリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマ 続する二の四半期の間に、 項の規定にかかわらず、 当該ネッティング・セットについては、 前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期 算出基準日を含む四半期の前の直近の ネッティング・ 以下同じ。)に係る係 次の連続する二の四半 セットについて 前項各号に定め

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

 $PFE = multiplier \times AddOn^{aggregat}$ 

 $multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$ 

 $\times exp\left(\frac{V-C}{2\times(1-0.05)\times AddOn^{aggregate}}\right)\right\}$ 

 $AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$   $+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}$ 

AddOn㎝は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn (EX)は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn ©redit)は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn (Equity)は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn (Com)は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネット

上限とすることができる。 取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

リスク・ウェイトが規定されている主体① 第三十三条から第三十九条までの規定において、

② 金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。) 金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。) 金融機関(第一条第六号ロに掲げる者を除く。)

てることができる。

「てることができる。

「てることができる。

「なっ、ドライバー(当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいうの当にあいて同じ。)に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバリッチである。

「なったができる。」

「なったができる。」

「なったができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 一 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ
- 四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ

イバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ エコモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドラ

- 8 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取8
- ブごとに設けられたヘッジセット 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティ
- する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット | 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照
- 三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット
- 四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごと五コモディティ・デリバティブエネルギー、金属、農産物その

了するものについて準用する。生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発

きる。 次の算式により得られた額(ネットのアドオン)とすることがで二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、

ネットのアドオン = 0.4 × グロスのアドオン

に設けられたヘッジセット

項及び第五十六条の四の三において同じ。)間の差異をいう。)をファクター(当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この

・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク

該取引を割り当てるものとする。

るものとする。 ヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当ていては、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるが二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引につ

。| 第六項の算式中AddOu(IB)は、次に掲げるところに従い、算出する

算出に用いる算式は、次のとおりとする。

 $AddOn^{(IR)} = \sum_{i} AddOn_{j}^{(IR)}$ 

AddOnjinは、通貨j建ての金利デリバティブのヘッジセットに係る

アドオンの額の合計額

係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。 トの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに一前号の算式中AddOnj(IR)は、次の表の上欄に掲げるヘッジセッ

ヘッジセットの区分

掛目

二 五 ○	ヘッジセット 第十項に規定する別に設けられた
〇 - 五	第九項に規定するヘッジセット
〇 五 〇	第八項各号に定めるヘッジセット
(パーセント)	

 $+1.4\times D_{j2}^{(IR)}\times D_{j3}^{(IR)}+0.6\times D_{j1}^{(IR)}\times D_{j3}^{(IR)}\Big]^{\frac{1}{2}}$ 

Dim は、通貨j建てであり、かつ、Ei (第五号に規定するEiをいう。以下この号において同じ。)が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。

D(m) は、通貨j建でであり、かつ、Eiが一年以上五年以下である 金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。)

Dimは、通貨j建てであり、かつ、Eiが五年超である金利デリバ

ティブに係る実効想定元本額の合計額(ロにおいて同じ。

 $|D_{j_1}^{(IR)}| + |D_{j_2}^{(IR)}| + |D_{j_3}^{(IR)}|$ 

タ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。 金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデル 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該

整値は十営業日を年換算した値とする。<br/>
を値は十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調整値整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値整値を乗じて得た額とする。

デュレーション調整値 =  $\frac{exp(-0.05 \times S_i) - exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$ 

は、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間 の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブス は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参

照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算 出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、

既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が 経過している場合には、零とする。

E.は、同号の金利デリバティブiが参照する金利契約の計算期間 の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値

をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。
六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区

の下欄に定める算式を用いて算出した値 イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

プット・オプションの売り	プット・オプションの買い	コール・オプションの売り	コール・オプションの買い	取引の区分
$ \Phi\left(-\frac{ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right) $	$-\phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$	$-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$	$ \frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} $	算式

区分に応じ、当該 $\sqrt{min\{M_i, 250\}}$	七第四号のマージン	削デリバテー金利デリバー	ハイに掲げ	利デリバテ	金利デリバ	ロイに掲げ	オ	オ。	(注7)	オ	オ	(注 6)	(注 5)	ĮĮ.	(注 4)	(注3)	(注 <sub>2</sub> )	(注 1)
当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。 - アグリーメントを締結していない場合 	ージン期間調整値は、次のイ又は口に掲げる場合のパラの時値が下落するもの、ペイサン	寺画が下落ける。D マが参照する金利等が上昇	に掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該	利デリバティブの時価が上昇するもの   一	金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金	に掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該	オプションの時価が下落するものをいう。	オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該	この表において「プット・オプション」とは、当該	プションの時価が上昇するものをいう。	オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該	この表において「コール・オプション」とは、当該	Φ(x)は、標準正規分布の累積分布関数	日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値	Tiは、当該オプションiにおける最も遅い権利行使	o i は、〇・五	Kiは、当該オプションiの行使価格	Piは、当該オプションiが参照する金利等の水準

ida、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、当該金利デ

リバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該 原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産 である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日 数 (十営業日未満であるときは、十営業日)をいう。

ロマージン・アグリーメントを締結している場合

 $\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$ 

MPORiは、当該金利デリバティブiを含むネッティング・セット のリスクのマージン期間

第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。
て準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出につい

加 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第 ではいて、「前項の」と、「前項各号」と読み替えるも 可第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十一 項第八号において読 があるのは「第十一項第八号において読 のとする。

12

第六項の算式中AddOn(FX)は、

次に掲げるところに従い

算出する

算出に用いる算式は、

次のとおりとする。

- 163 -

 $AddOn^{(FX)} = \sum_{j} AddOn^{(FX)}_{HS_{j}}$ 

AddOn<sup>(ES)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。 トの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに 一 前号の算式中AddOn#sj<sup>(FX)</sup>は、次の表の上欄に掲げるヘッジセッ

<u>-</u>	(ハッジセット) 第十項に規定する別に設けられた
四	第八項各号に定めるヘッジセット
(パーセント)	ヘッジセットの区分

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブに保る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。 に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異に応じ、当該イング・セットに後る実効想定元本額は、ヘッジを加入している。

とする。とする。

為替レート等」と、 項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 のデルタ調整値」とあるのは 分に限る。)の規定を準用する。この場合において、 イからハまで」とあるのは オプション 五. と読み替えるものとする。 値の算出については、 「σiは、 イ」と、 〇・五」とあるのは 「次項第三号のデルタ調整値 前項第六号 金利等」とあるのは (イに係る部 ) | | | | 「σiは、

リバティブの時価が上昇するもの 一ブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティ

リバティブの時価が下落するもの マイナス一 ブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デバー イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティ

五. 用する第十 項第七号口」 整値の算出について準用する。 において読み替えて準用する第十 おいて読み替えて準用する前項の」 とあるのは 「第四号」とあるのは 前項第七号から第九号までの規定は、 一項第七号ロ」と、 「外国為替デリバティブ」と、 とあるのは 「次項第三号」と、 「第十二項第五号において読み替えて準 この場合において、 同項第九号中 項第八号において読み替えて とあるのは 第三号のマージン期間調 同項第八号中 「金利デリバティブ」 「第十一項第八号に 「第十二項第五号 同項第七号中 「第十一

を読み替えるものとする。 準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」 する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて 準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用

する。 する。 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次に掲げるところに従い、算出

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

 $AddOn^{(Credit)} = \left| \left( \sum_{k} \rho_{k}^{(Credit)} \times AddOn(Entity_{k}) \right)^{2} \right|$ 

 $+ \sum_{k} \left(1 - (\rho_{k}^{(Credit)})^{2}\right) \times \left(AddOn(Entity_{k})\right)^{2} \right]^{\overline{2}}$ 

AddOn(Entityk)は、Entitykを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Entitykは、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インデックス。

ρκ<sup>(Credit)</sup>は、Entitykに係る相関係数

とする。 信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額リバティブの区分に応じ、当該イ又は口に定める掛目をそれぞれリバティブの区分に応じ、当該イ又は口に定める掛目をそれぞれ

事業法人等を参照する信用デリバティブ る信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応す 次の表の上欄に掲

ク区分についても、同項第一(注) 第三十三条第一項に掲げる	1     6	1         	1     4	1 3	1   2	1 1	スク区分 業法人等の格付に対応する信用リ 適格格付機関により付与された事
。──区分についても、同項第一号の表を準用するものとす	六.00	一・六〇	一・〇六	〇 五 四	〇· 四二	〇 三 八	(パーセント)

る。

ク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目 掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リス コーインデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に

	4   3   7   3   2   4   3   7   5   3   3   4   1   3   7   5   7   7   7   7   7   7   7   7

ティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。 二 第一号の算式中 ρ k (Credit) は、次のイ又はロに掲げる信用デリバ

| インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。
デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調
四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用

務者に係る契約」と、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」と、「金利デリバティブ又は負債性商品」とあるのは「信用デリバティブ」と、「金利デリバティブが」とあるのは「信用デリバティブが」と、「金利等又は負債性商品の金利等」とあるのは「原債務者に係る契約」と読み拠えるものとする。

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。ハー第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区。

るのは 四号のデルタ調整値」とあるのは のとする。 当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては クスの信用状態」と、 整値(同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 る部分に限る。 「上昇する場合」とあるのは オプション 「イからハまで」とあるのは「イ」と、 「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデッ インデックスを参照する場合にあっては○・八」と、 値の算出については、 の規定を準用する。 「σiは、 「悪化する場合」と読み替えるも 〇・五」とあるのは「oiは、 「第十三項第四号のデルタ調 この場合において、 第十一項第六号 「金利等」とあ (イに係

式を用いて算出した値

表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、

合成型証券化取引

当該合成型証券化取引の階層ごとに、

同表の下欄に定める算

(注2) Diは、当該階層及び 計額を合成型証券化I	プロテクションの提供	プロテクションの購入	取引の区分
Diは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値計は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合	$\frac{15}{(1+14\times A_i)\times (1+14\times D_i)}$	$\frac{15}{(1+14\times A_i)\times (1+14\times D_i)}$	算式

間調整値の算出について準用する。この場合
七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期
が下落するものマイナス一
スの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価
、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデック
二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち
が上昇するもの一
スの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価
、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデック
ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち
除した値
階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で

算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Equity)} = \left[ \left( \sum_{k} \rho_{k}^{(Equity)} \times AddOn(Equity_{k}) \right) + \sum_{k} \left( 1 - \left( \rho_{k}^{(Equity)} \right)^{2} \right) \times \left( AddOn(Equity_{k}) \right)^{2} \right]$$

AddOn(Equityk)は、Equitykを参照するエクイティ・デリバティ ブに係るアドオンの額の合計額

- 171 -

ρ (Equity) は、Equity κ/こ係る相関係数

の合計額とする。 ボクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額 エクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、 の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	(パーセント)
を参照するエクイティ・デリバティブるエクイティ・デリバティブのうち、株価第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ	= + -
参照するエクイティ・デリバティブエクイティ・デリバティブのうち、株価を第九項に規定するヘッジセットに含まれる	十六
バティブ のうち、株価を参照するエクイティ・デリットに含まれるエクイティ・デリバティブットに含まれるエクイティ・デリバティブリー (規定する別に設けられたヘッジセ	百六十
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ	<u>-</u>

百	第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブ
+1	数を参照するエクイティ・デリバティブエクイティ・デリバティブのうち、株価指第九項に規定するヘッジセットに含まれる
	指数を参照するエクイティ・デリバティブるエクイティ・デリバティブのうち、株価

一第一号の算式中 ρ k (Equity)は、次のイ又は口に掲げるエクイティー 「特価を参照するエクイティ・デリバティブ」(・五 株価を参照するエクイティ・デリバティブ(・五 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額(原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額をする。

に応じ、

当該イからハまでに定める値とする。

前号のデルタ調整値は、

次のイからハまでに掲げる取引の区分

第十一項第七号から第九号までの規定は、 ティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、 のは るの 整値 四号のデルタ調整値」とあるのは エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの ティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、 は○・七五」と読み替えるものとする。 る部分に限る。 エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの る場合にあっては一・二〇、 オプション イに掲げる取引以外の取引のうち、 イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバ は 「σiは、 (同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 「株価又は株価指数等」と、 「イからハまで」とあるのは 当該エクイティ・デリバティブが株価を参照す 値 の算出については、 規定を準用する。 株価指数を参照する場合にあって 「第十四項第四号のデルタ調 「σiは、 「イ」と、 当該エクイティ・デリバ 第十一項第六号 この場合において、 第四号のマージン期 「金利等」とあ 五」とある マイナスー (イに係

読み替えて準用する第十

一項第七号口」

と

同項第九号中

とあるのは

十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号におい

項第八号において読み替えて準用する前項の」

ナイブ」とあるのは

「エクイティ・デリバティブ」と、

「第十四項第四号」と、

「金利デリバ

同項第八

この場合において、

同項第七

第十

項第七号ロ」とあるのは

「第十四項第六号において

号中「第四号」とあるのは

間調整値の算出について準用する。

る前項各号」と読み替えるものとする。
て読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読

15 第六項の算式中AddOn(com)は、次に掲げるところに従い、算出す

算出に用いる算式は、次のとおりとする。る。

 $AddOn^{(Com)} = \sum_{i} AddOn_{HS_{j}}^{(Com)}$ 

$$AddOn_{HS_{j}}^{(Com)} = \left[ \left( \rho_{j}^{(Com)} \times \sum_{k} AddOn(Type_{k}^{j}) \right)^{2} \right]$$

 $+\left(1-\left(\rho_{j}^{(Com)}\right)^{2}\right)\times\sum_{k}\left(AddOn(Type_{k}^{j})\right)^{2}\left]^{2}$ 

AddOn(som)は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Typeg)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

 $\rho_{\rm j}^{\rm (Com)}$ / $\pm$ , 0.4

、当該コモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じィティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を二 前号の算式中AddOn(Typek-)は、次の表の上欄に掲げるコモデ

て得た額の合計額とする。

九	コモディティ・デリバティブのうち、電力第九項に規定するヘッジセットに含まれる
九	イブ カ以外を参照するコモディティ・デリバテ るコモディティ・デリバティブのうち、電 第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ
二 百	<ul><li>デリバティブ</li><li>がトに含まれるコモディティ・デリバティ・アー・デリバティ・アー・デリバティ・アー・アリバティー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー</li></ul>
<u>-</u>   +	を参照するコモディティ・デリバティブコモディティ・デリバティブのうち、電力第九項に規定するヘッジセットに含まれる
四 十	力を参照するコモディティ・デリバティブるコモディティ・デリバティブのうち、電第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ
掛目	コモディティ・デリバティブの区分

乗じて得た額とする。 一本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整値を 一本額(原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗 一本額(原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗 で得た額をいう。)にデルタ調整値及びマージン期間調整値を 乗じて得た額とする。

に応じ、当該イからハまでに定める値とする。四前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分

るのは 整値 四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調 する場合にあっては一・五 る部分に限る。 オプション 「σiは、 (同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。 「コモディティ価格等」と、 「イからハまで」とあるのは 当該コモディティ・デリバティブが電力を参照 値の算出については、第十一項第六号 の規定を準用する。 電力以外を参照する場合にあって 「σiは、 「イ」と、 この場合において、 「金利等」とあ 五」とある (イに係

は○・七」と読み替えるものとする。

該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの ティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、 イに掲げる取引以外の取引のうち、 当該コモディティ・デリ

該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの ティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、 イに掲げる取引以外の取引のうち、 一項第七号から第九号までの規定は、 当該コモディティ・デリ 第三号のマー マイナ -ジン期

Ŧī. 号中 読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号にお 第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号にお 十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは 間調整値 する前項各号」と読み替えるものとする。 いて読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用 いて読み替えて準用する前項の」 て読み替えて準用する第十 八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十五項第五号にお イブ」とあるのは 「第四号」とあるのは ..の算出について準用する。 |コモディティ・デリバティブ」と 「第十五項第三号」と、 項第七号口」 この場合において、 第十一 Ł, 項第八号において 同項第九号中 「金利デリバ 同項第七 同項第

16

項ただし書の規定にかかわらず、

単

 $\mathcal{O}$ 

マージン・アグリー

らのネッティング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

メントが複数のネッティング・セットを対象とする場合には、これ

- 178 -

の算式を用いて算出する。 17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次

$$RC = max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} max(V_{NS}, 0) \right\} - max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

+
$$max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} min(V_{NS}, 0) \right\} - min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]$$

 $C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - Hc_{MA,collect} - Hfx_{MA,collect})$ 

$$-C_{MA,post} \times \left(1 + Hc_{MA,post} + Hfx_{MA,post}\right)$$

MAは、マージン・アグリーメント(以下この項及び次項において同 で。)

Vnsは、NSに含まれる取引の時価の合計額

Cuaは、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

CMA, collectは、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hcm. collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

Hfxm, collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

CM, postは、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保(取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う

当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。) の額

Hcm, postは、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引 相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ 調整率

Hfxm,postは、MAの下において、苗寀を施し入れる場合においてエクスポージャーと苗寀の通貨が興なるときに適用するボラティリティ遺憾将

は、次の算式を用いて算出する。 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFE

 $PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmargined}$ 

PFE<sup>NNMergined</sup>は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準

ていないものとして算出することとする。

用して算出した額。

ただし、

トージン・アグリーメントや締結し

第五十六条の三 削除

(標準方式)

相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要し、外の取引については個別取引をいう。以下同じ。)ごとに、次の以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。)ごとに、次の式を用いるときは、ネッティング・セット(法的に有効な相対ネッ第五十六条の三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準方

一 ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により 算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保 は負の符号をもつものとして扱う。

与信相当額 =  $1.4 \times max(CMV - CMC)$ 

$$: \sum_{j} |\sum_{i} RPT_{ij} - \sum_{l} RPC_{lj}| \times CCF_{j}$$

CMVは、ネッティング・セットに含まれる取引(担保の受入れ及

CMCは、ネッティング・セットに含まれる担保(受入れ担保につ び差入れを除く。)の時価の合計額

RPTijは、ヘッジ・セット(次項に定める区分をいう。以下同じ いては適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。) の時価の合計額

RPC1jは、ヘッジ・セットjにおける担保1のリスク・ポジション 。)jにおける取引iのリスク・ポジション(次号に定める額を いう。以下同じ。)

二 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。 ことができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個 別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。 ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出する CCFjは、ヘッジ・セットjに対する掛目

負債性商品(債券及び貸出金を含む。)以外のものを原資産

とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション = 
$$p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

bretは、原資産の価格(外国通貨建ての場合には円換算の額) vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価 prは、原資産の価格(vと同じ表示通貨による。)

算出することを要しない。

算出することを要しない。

算出することを要しない。

真債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合(クリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等(残存期リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等(残存期のである場合(クリスク・ポジションを算出する。とだし、残存期間等(残存期のである場合(クリスク・ポジションを算出する。とを要しない。

リスク・ポジション = 
$$\frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値(約定の基礎となる計算上の総支払額(想定元本を含む。)を対象とする。)、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値(いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額)

rは、金利水準

よりリスク・ポジションを算出する。ハークレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式に

)スク・ポジション=想定元本額×残存期間

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支

払

。

がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができるにおいて、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引口 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合口

ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

2

○パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいいでは、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負うの金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品(第二百六十一条において一・六○パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。)を原資産とするリスク・ポジション、支払部分に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(個別リスクの高い負債に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(当該に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(当該に差入れた担保金の金利が中央政府又は、のがある場合に限る。)に類いては、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負債の金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品(第二百六十一条において一・六○パーセントの金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負債を利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商金の金利による。

品を原資産とする場合には負債性商品の、

支払部分については取

る。

であるかにより更に区分し、正の号に規定するリスク・ポジショであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジショ引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれ

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジショニー 個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。)、 クの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。)、 取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション( 個別リスク・ウェイトに該当するものがない場合に パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に 限る。) 又はクレジット・デフォルト・スワップの係るリスク・ポジションに中通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレッジ・セットを設ける。 ただし、原資産が次に掲げ 、同一又は類似の商品ごとに設ける。 ただし、原資産が次に掲げ るものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットは 個別リスクの高い負債性商品を原資産とする場合、ヘッジ・セットは るものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セー・ボジション( 個別リスク・ポジション( 個別リスク・ポジション( 個別リスク・ポジションに共通する

非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。)

- 184 -

を同一とする権利ごと

ティごと又はインデックスごと コモディティ(貴金属及び電力を除く。) 同一のコモディ

外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

リスク・ポジションは、 次の各号に定める方法に従いヘッジ・セ

3

ットに区分するものとする。 ティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジシ 株式(株式指数を含む。)、金、貴金属又はその他のコモディ

リスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する

ョンを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外の

一 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と るヘッジ・セットに区分する。 支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関す

三 支払同士を交換する取引 (為替先渡取引を含む。) については 各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ

セットに区分する。

ションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分す 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジ

CCF」は、次の各号に定めるものとする。 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFiは、その原資

_		
負債性商	ント)	原資産
[品を原資	五	金
産と	七	株
する		式
場合、CCI	八 五	金を除く
は、		電
その医	四	力
負債性商品を原資産とする場合、CCFjは、その原資産の種類に	+	<ul><li>除く。)</li><li>なび電力を</li><li>なび電力を</li></ul>
( <u>`</u>		

産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

(パーセ	原資産
〇· 六	品にいります。高い負債性商
O =	個別リスクの低い負 情性商品 (クレジット・デフォルト・ス クップに係るリスク ・ポジションに限る
· -	そ の 他

応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十六条の四 [略]

大きくなるものを用いるものとする。大きくなるものを用いて算出した無効EPEのうち、所要自己資本がを含むデータを用いて算出した無効EPE又は適切なストレス期間の市場データを用いて算出した無効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した無効EPEのうち、所要自己資本が表した場合には、前項第一号に掲る

4 \_ 下略

を計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を勘案したEEtkを用いることにが・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに出において、当該担保による効果を勘案したEEtkを用いることにより同項第二号に規定する洲沙EEtkの算用において、当該担保による効果を勘案したEEtkを用いることにより同項第二号に規定する洲沙EEtkの算別において、当該担保による効果を勘案した場合であって、ネッティン 5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であって、ネッティン 5

ント)

三 外国為替に関するCCF;は、二・五パーセントとする。

前三号に該当しないものの場合、CCF」は十パーセントとする。

兀

第五十六条の四 [同上] (期待エクスポージャー方式

2 [同上]

きくなるものを用いなければならない。 含むデータを用いて算出した洲沙EPEのうち、所要自己資本が大市場データを用いて算出した洲沙EPE又は適切なストレス期間を市場データを開いて算出した洲沙EPE又は適切なストレス期間を農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項第一号に掲げ

同上

する。
ジン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとジン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものと引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマー

トに基づく担保による効果は反映してはならない。 供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメン、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提定する無効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし保による効果を勘案したEEにを用いることにより同項第二号に規

一 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額ニ 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額 よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額 よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額 よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額 よりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額 のうちいずれか大きい額を加えた額 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項に規定する方 のうちいずれか大きい額を加えた額

 $\forall \forall \exists \forall \exists \exists E[\max(\Delta MtM, 0)]$ 

E[]は、[]内の期待値

AMtMは、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

9 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合であって、ネッティン

・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング

7

7

#### 一

調整されるネッティング・セット F+N-1 N(二以上の整数とする。)日ごとの値洗いにより担保の額が

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の 8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の 8

る効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクけた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。)によマージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受

スポージャーの額

口

おいて生じ得る最大のエクスポージャーの額ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにハーマージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受

ティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッ

一[同上]

セット F+N-1 2日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

掲げるいずれかのネッティング・セットについて、 連続する二の四半期の間に、 以上生じた場合には、 同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回 とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。 によって調整する仕組みをいう。 クスポージャー イング・セットについては、 前項の規定にかかわらず、 と担保の 次の連続する二の四半期の間は、 価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額 同項第一号イからニまで又は第二号に 算出基準日を含む四半期の前 同項のリスクのマージン期間の少なく 以下同じ。 )に係る係争により 担保額調整 当該ネッテ 0 道近

9

とする。 とする。 とする。 とする。 は、当該取引を当該ネッティング・セットから除外するもの高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定されたときは、当該取引相手方のPDと方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDとに法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク(特定の取引相手グ・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間とする。

12 [略]

13 機関向けトレード・ 清算機関向けトレード に規定する有価証券等清算取次ぎ、 類する海外の取引を行うことにより生ずる間接清算参加者に対す 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けト 一十項に規定する商品清算取引その **|** K エクスポージャー ・エクスポージャーについては、 エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条 エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれら に係る金融商品取引法第 間接清算参加者の適格中央清算 他間接清算参加者の適格中央 第七項第一号の定めに 一条第一 二十七項

> らない。 したい。 したは、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければな 関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定された場合 関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定された場合 には、当該取引相手方のPDと高い相 な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク(特定の取引相手方に対 のない。

該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、取引相手方及び参

12 同上

ン期間を五営業日とすることができる。かかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージ

## (承認申請書の提出)

#### [一•二 略]

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

#### [一~五 略]

に掲げる事項を記載するものとする。 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次

#### [一·二 略

#### (承認の基準)

する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合する 「運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始とするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計 展析水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスポージャー計

## (承認申請書の提出)

記載した承認申請書を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなけれ第一項の承認を受けようとする農林中央金庫は、次に掲げる事項を第五十六条の四の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条

ばならない。

#### 「一・二 同上」

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならな

#### V

□〜五 同上

に掲げる事項を記載しなければならない。 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、

## [一・二 同上]

#### (承認の基準)

する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合する | 一ジャー方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしよう | とするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計 | とするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計 | 原本・大条の四の三 | 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待エクスポージを

次

ことが見込まれるかどうかを審査するものとする。

#### \_\_\_\_\_ | | S = | B |

#### 「イ~ハ略」

手続に積極的に関与していること。

「以下同じ。」が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理で以下同じ。」が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理で投資(理事に準じて金庫内で責任を負うものをいう。) 又は執五 理事等(理事(法第二十一条に規定する理事をいう。)又は執

#### 「六~十二 略」

理事等に定期的に報告するための部門を設置していること。 準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に

ことが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

#### [一~三 同上]

## [イ〜ハ 同上]

## [六~十二 同上]

理事に定期的に報告するための部門を設置していること。 準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を 係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る 十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に

[十三・十四

## (変更に係る届出)

を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容スポージャー方式の使用について承認を受けた場合であって、次の第五十六条の四の四 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エク

出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林

#### (段階的適用等)

# 取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式のジャー方式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセット2 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待エクスポー

2

## (変更に係る届出)

を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容スポージャー方式の使用について承認を受けた場合であって、次の第五十六条の四の四 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エク

#### [一~三 同上]

2

出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林

#### (段階的適用等)

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

実施計画に定めている場合は、この限りでない。

間取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことがでの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又は長期決済期ジャー方式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセット前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待エクスポー

一項第八号に定める与信相当額当該資産について第五十五条第適格金融資産担保以外の資産(		資産種別	同表の下欄に定めるボラティリティ調整率げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に三 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次一 [略]	は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとするり、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日の時価評価又は担保額調整を行っておとする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っておっておいて、包括的手法の計算の対象	第七十一条 農林中央金庫が標準的手: (標準的ボラティリティ調整率)	<del></del> ි
二十五パーセント		ボラティリティ調整率	ティ調整率その該当する資産種別に応じて、する対象である資産が次の表に掲	、当該各号に定めるものとするに用いるボラティリティ調整率を計算する際に、当該での目から第四目までがあるボラティリティ調整率に用いるボラティリティ調整率に用いるボラティリティ調をできる。	農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボララティリティ調整率)	
一項第八号に定める与信相当額当該資産について第五十五条第適格金融資産担保以外の資産(	[同上]	資産種別	同表の下欄に定めるボラティリティ調整率げる資産種別に該当する場合 その該当す二 ボラティリティ調整率を適用する対象で一 [同上]		第七十一条 [同上] (標準的ボラティリティ調整率)	きる。
二十五パーセント		ボラティリティ調整率	めるボラティリティ調整率該当する場合 その該当する資産種別に応じて、、不調整率を適用する対象である資産が次の表に掲			

[四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略] 「四〜六 略]	2 [略]	を算出する場合、SA-CCR を開いて派生商品取引若しくは 長期決済期間取引に係る与信相 当額を算出する場合においてこ れらの取引に係る与信相当額が 算出される担保の提供に用いる とき又は第六十七条ただし書の 定めるところによりレポ形式の 以外の資産を用いる場合に限る の資産を用いる場合に限る
第八十四条 [同上] 2 [同上] 2 [同上] 2 [同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上] 1 世子、同上]	2 同上	を算出する場合又は第六十七条を写出する場合又は第六十七条を号に 場合に限る。以下同じ。)

3 5

略

第九十条 削除

削除

第八目

[3~5] 同上]

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商第九十条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に包括的手法を

E\*= (RC+アドオン) -C<sub>A</sub>

により算出する。

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額(ただし、

を下回らない値とする。)

KCは、第五十六条の二第二項第一号に定める再構築コストアドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

CAは、Hc(適路段融資産出来に適用するボラティリティ盟機般)及 CMは、Hc(過路段融資産出来に適用するボラティリティ盟機般)や適用した窓の出策強 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC は第五十六条の二第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、

2

る。

第九十三条 三 場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウ エイトを適用することができる。 [号を削る。] [一•二 略] (二十パーセント・フロアの適用除外) [号を削る。] [略] [節を削る。 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである 第九十三条 3 五 三 派生商品取引に係るエクスポージャー(カレント・エクスポ きに適用するものとする。 イングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なると [一·二 同上] (二十パーセント・フロアの適用除外) ジャー方式を使用する場合に限る。)と担保が同一の通貨建てで 前項に規定する場合において、 法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。 共団体の発行する債券が担保であり、 担保であるとき。 日に時価評価を行っている場合において、現金又は自金庫預金が あり、かつ、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に毎営業 前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公 同上 同上 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャ ーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例 零パーセント 第一項のHfxは、 かつ、当該債券の標準的手 当該相対ネッテ 十パーセ

の合計額 (内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額

第百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における

信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額を

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リス

ク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与 ド・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる 算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレー 式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係 信相当額の算出に第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方 信用リスク・アセットの額とみなすことができる。 る信用リスク・アセットの額は、 次の算式により算出した額を当該

 $RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$ 

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWA/は、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

Tmは、第五十六条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージ エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。 々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係 ン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日

の合計額 (内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額

第百二十九条 [同上]

いう。

略

規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク 用する部分につき、第二十五条(第一号に係る部分に限る。)の 内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。 金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が アセットの額の合計額。この場合において、同項中「農林中央 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適

 $\equiv$ 

アセットの額 規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ 第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第三号に

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

略

第百三十四条

略

同上

。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用 用する部分につき、第二十五条第一項 林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央 リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「農 金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適 (第一号に係る部分に限る

三 同上

兀

三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リ スク・アセットの額 第六章の三に定めるところにより算出した第二十五条第 一項第

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十四条 2 5 5 同上 同上

ジャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者 ポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出 に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であっ して間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポ したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参加者と 当該EADの算出に当たって第五十六条の四に定める期待エクス

3 2 第百六十七条 第百四十二条 2 5 5 \_項を削る。 (内部格付制度及び運用に関する書類の作成 (リテール向けエクスポージャーのEAD) 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、信用リスク管理 略 略 3 2 6 第百六十七条 第百四十二条 [2~5 同上] 加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エク あって、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参 について準用する。 参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合 スポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算 ヤーのEADとすることができる。 を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージ Imは、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマ 第百三十四条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーで (リテール向けエクスポージャーのEAD) (内部格付制度及び運用に関する書類の作成) 掛目=√ (Tm/10) み替えるものとする。 営業日」とあるのは、 セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十 ージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・ 同上 同上 [同 上] 同上 「ネッティング・セット 五営業日」と読

指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

[五・六 略]

「五・六 略]

「五・六 略]

「五・六 略]

「五・六 略]

「五・六 略]

(理事会等の関与)

統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。 | 第百七十八条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合は、内部 | :

- の重要事項は、理事会等及び担当理事等の承認を得ていること。 続を総称していう。以下この款において同じ。)に関するすべて に各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手 にあまり、に対する格付
- 既存の方針の重要な変更及び例外について理事会等に報告してい三 担当理事等が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるようなしており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。

担当理事等が農林中央金庫の内部格付制度の概要について理解

四 担当理事等が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解してお

兀

担当理事が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており

#### 二 一 三 同上]

ものをいう。第百七十八条において同じ。)による監督びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する理事会又はの「本付の付与及びプールへの割当ての手続に対する理事会又はのを持続がある会議体(以下「理事会等」という。)及

五・六

同上

(理事会等の関与)

第百七十八条 [同上]

一格付付与手続(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付一格付付与手続(事業法人等向けエクスポージャーに対して理事の推計に関する一連の手に各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手に各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手に各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手におり、関連する報告書を細部にわたって理解していること。 一個付付与手続(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付一格付付与手続(事業法人等向けエクスポージャーのプールへの割当て並び存の方針の重要な変更及び例外について理事会等に報告していること。

り、 かつ、 既存の過程と実務の重要な相違点について承認してい

五. 担当理事等が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保してい

七 に関する重要な事項が理事会等及び担当理事等に対して報告され 場合はPD、LGD及びEAD) 付に関連する変数の推計値、 な役割を果たしており、 と格付付与手続の実績、 題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。 担当理事等が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者 理事会等及び担当理事等に対する報告書において格付が不可欠 かつ、 改善すべき分野及び既に認識している問 の推計値と実績値との比較その他の格付 PD 格付別の特性、格付の遷移、 (先進的内部格付手法を採用した 各格

七

、標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額、

ていること。

一百四十七条の三 略

2 •

た額とする。 号に定める取引相手方iに係るネッティング・セットごとに算出し 第一項のEAD; weilは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

与信相当額の割引現在価値 SA-CCRを用いる場合 第五十六条の二第 一項に規定する

> かつ、 既存の過程と実務の重要な相違点について承認している

こと。

Ŧī. ح 担当理事が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保している

関する重要な事項が理事会等又は担当理事に対して報告されてい 合はPD、LGD及びEAD) 役割を果たしており、 格付付与手続の実績、 に関連する変数の推計値、 点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。 担当理事が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と 理事会等又は担当理事に対する報告書において格付が不可欠な かつ、 改善すべき分野及び既に認識している問題 の推計値と実績値との比較その他の格付に PD 格付別の特性、格付の遷移、各格付 (先進的内部格付手法を採用した場

、標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額

ること。

2 • 一百四十七条の三 同上 [同上]

4 [同 上]

法を適用した後のエクスポージャー 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 の額の割引現在価値 第四章第五節

[号を削る。]

り算出するものとする。 第一項並びに前項第一号の割引現在価値は、次に掲げる算式によ

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) ×(1-EXP(-005×Mx))/(0.05×Mx)

Maは、対応するMi、Mi hedge又はMind

[略]

[項を削る。]

|| の割引現在価値

| る算式により算出するものとする。| 5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げ

(割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) ×(1-EXP(-0

 $05 \times M_x))/(0.05 \times M_x)$ 

Mxは、対応するMi、Mi<sup>hedge</sup>又はMind

6 同上

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD: total とすることができる。

掛目=√ (Tm/10)

Tmは、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

一百四十七条の四 略

項を削る。]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 

略

6 5

略

略

(適用除外)

第 一百四十七条の五 略

2 算出することができる CVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて 臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、 オリオに含まれる派生商品取引については、 ージャー方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフ 一百四十七条の 第 一項に規定する場合において、 当該派生商品取引に係る あらかじめ農林水産大 期待エクス

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一 一百四十七条の四 同上

[2~4 同上]

5

ならない。 規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける 目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をtrと 最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティ 第五項又は第百四十二条第五項において準用する場合を含む。)に ング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名 前項の規定にかかわらず、第五十六条の四第六項(第百三十四条 当該ネッティング・セットの海郊EPEをEEiとしなければ

7 | 6 |

同上

同上

一百四十七条の五 適用除外 同上

2 準的リスク測定方式を用いて算出することができる。 ては、 額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引につい カレント・エクスポージャー 当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標 あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限 方式又は標準方式を用いて与信相当

第 期待エクスポージャー方式の承認を受けた農林中央金庫」とあるの 用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合にお 林中央金庫が標準的手法又は内部格付手法を採用した場合」と、 み替えるものとする。 五十六条の四の四、 ージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー 一百四十七条の七 加者向けトレード 「期待エクスポージャー 「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは 「標準的手法を採用した農林中央金庫」とあるのは )の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポ 第五十六条の四の六第二 第五十六条の四の五及び第五十六条の四の六第 第四章 ・エクスポージャーの信用リスク・アセット) 方式の承認を受けた農林中央金庫」と読 (第五十六条の二第四項第二号及び第三 二項中 「標準的手法を採用し、 「農林中 · の 信 「農 第 第

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算

のは 央金庫」と読み替えるものとする。 庫」とあるのは「期待エクスポージャー 法を採用し、 条の四の六第一項中「標準的手法を採用した農林中央金庫」とある 場合」と、 あるのは の場合において、 ージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。 ド・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポ 参加者向けトレード 一百四十七条の七 〈中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算 「農林中央金庫」と、第五十六条の四の六第二項中「標準的手 「農林中央金庫が標準的手法又は内部格付手法を採用した 第五十六条の四 期待エクスポージャー方式の承認を受けた農林中央金 「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」と 第四章の規定は、 ・エクスポージャーの信用リスク・アセット) の四、 第五十六条の四の五及び第五十六 中央清算機関に対するトレー 方式の承認を受けた農林中

口 K 1 あるのは を準用する場合にお ・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定 ジャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、 前項の規定にかかわらず、 エ クスポージ とあるの 第七十七条第 次の各号に掲げるトレード・ ヤー は 同号 のリスク・ウェイトは、 一項第 二中 ロ又はニ」 第五十六条の四第七項第 次の各号に掲げるトレード 号二中 イからハ と エクスポージャー / まで」 流動性の低い担保又は再構 同号イ中 <u>二</u>パー とあるのは 一口又は 号中 セントとする 当該トレ の信用リス エクスポ から

#### 一•二 略]

3 を用 れか短い営業日数とする。 回る場合には、 ットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数 が予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じ いる場合に限る。 当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れること 項の規定により第四章の規定を準用する場合 ないときは、 十営業日とする。 リスクの において、 マージン期間は、 )と一年間の営業日数のうちいず 適格中央清算機関が支払不能と ネッティング・セ SA-CCR (十営業日を下

のマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期別中「イルらニまで」とあるのは「イ、ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「エクスポージャー方式を用いるときは、第五十六条の四第七項第一のは「イマはロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央のは「イスはロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央のは「イヌはロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央のは「イヌはロ」と表るのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「エクスポージャー方式を用いるときは、第五十六条の四第七項第一番一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待

一と読み替えるものとする。一と読み替えるものとする。一と読み替えるものとする。一と読み替えるものとする。一と読み替えるものとする。一と読み替えるものとする。一と読み替えるものとする。

一・二 同上

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの規定にかかわらず、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が共に債務不履行又は支原る。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清限る。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合において算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、原るのでは、農林中央金庫が間接清算参加者である場合において算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、

[項を加える。]

第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七名。日とする。)と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とす間のうちの最も長い営業日数(十営業日を下回る場合には、十営業

1 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十七条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている。

[項を加える。

接清算参加者向けトレ

策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限

)の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直

ード・エクスポージャーのリスク・ウェイト

支払不能となった際に農林中央金庫への損失の発生を防ぐための方

スポージャー(農林中央金庫が間接清算参加者である場合において

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク

直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は

]

は、四パーセントとする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額(Koui)第二百四十七条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額(KcMi)は、次の算式を用いて算出する。

$$\begin{aligned} \overline{K_{CM_i}} &= max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP}} + DF_{CM}^{pref} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right) \\ \overline{K_{CCP}} &= \sum_{i} EAD_i \times 0.2 \times 0.08 \end{aligned}$$

DF『では、当該適格中央清算機関に直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

DFccr/は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

DF流がは、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EADiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対す

るトレード・エクスポージャーの額

二 前号のEADiは、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出第二百四十七条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。 に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Ka)に十二・五を乗2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号

所要自己資本額(Kan)は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

 $K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & if & DF' < K_{CCP} & \text{(i)} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & if & DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' & \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & if & K_{CCP} \leq DF_{CCP} & \text{(iii)} \end{cases}$ 

$$\begin{split} K_{CCP} &= \sum_{i} max(EBRM_{i} - IM_{i} - DF_{i}, 0) \cdot 20\% \cdot 8\% \\ DF_{CM} &= \sum_{i} DF_{i} \\ DF'_{CM} &= DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N \\ DF' &= DF_{CCP} + DF'_{CM} \\ c_{1} &= Max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\} \end{split}$$

イ又は口に定める額とする。

を含むこととし、リスクのマージン期間は十営業日とする。受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額へ 派生商品取引 SAICCRを用いて算出した額。ただし、

EBRMi/は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額(第八十一条の信用リスク削減手法適用後の額とする。)

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

二十営業日とすることを要しない。 数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を 準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件 準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件 の場定により所要自己資本額(Koxi)を算出する場合にお

号口に定める額との割合に応じた額とする。 「保る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引に係る当初証拠金が、派生商品取引に係る当初証拠金及び当該としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該としているときは、当該派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象

> Kgult、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額(第 八号及び第九号において同じ。)

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数(第八号及び第九号において同じ。)

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の短

DFccrは、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に先立ち負担するものの額

EBRWiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金(第九号において同じ。)

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

Avet.iは、直接清算参加者iに対するEBKMiの額(第八号及び第九号において同じ。)

Avet.1は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額(第八号及び第九号において同じ。)

Avet.3/は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額(第八号及

五. 区分ごとに算出する。この場合において、 分別管理されている場合には、 の額の割合に応じた額とする。 分別管理されていないときは、 当該適格中央清算機関において、 当該区分ごとのDFccpは、 第 清算基金が一定の区分ごとに 号の所要自己資本額は、 DFccpが当該区分ごとに  $\Sigma_{i}EAD_{i}$ 当該

の勘定をいう。 接清算参加者ごとの勘定 ージャーの額の合計額をEADiとする。 している場合には、 て管理している場合にあっては、 第二号の規定にかかわらず、 額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポ 以下この号及び次号において同じ。 当該自己の勘定のトレード・エクスポージャ (複数の間接清算参加者の勘定を一括し 直接清算参加者が自己の勘定と間 括して管理しているそれぞれ )を分別管理

七 別に分けられていないときには、 当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の 金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との の割合に応じて、 前号の場合において、 当該清算基金を配分することとする。 直接清算参加者が拠出した清算基金が、 当該自己の勘定に係る当初証拠

機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となったと仮定した場 回る場合には、 定した合計額」 合における次の各号に掲げる額の合計額 (以下この項において単に 前条及び前項の規定にかかわらず、 当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対す という。 を比較し、 「合計額」という。)と、 合計額が仮定した合計額を上 次の各号に掲げる額の合計額 (以下この項において「仮 適格中央清算

2

び第九号において同じ。)

ΣiAwet, i/は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に いて同じ。) 対するエクスポージャーの額の合計額(第八号及び第九号にお

- 条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法 前号におけるエクスポージャーの額は、第八十一条及び第九十 第五十六条の二の
- 適用後エクスポージャー額の計算については、 カレント・エクスポージャー方式を用いる。
- 兀 アドオンについては、 前号の場合において、第五十六条の二第三項第二号のネット ネットのアドオン = 0.15 × グロスのアドオン 次の算式を用いる。

## 

Ŧī. 五十六条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジショ るグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第 ンの額とする。 第三号の場合において、第五十六条の二第三項第一号に規定す

期間を二十営業日とすることを要しない。 取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保 算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で 条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、 第二号の場合において、第七十七条第二項第一号ニ(第八十四

当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

į

一 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット

信用リスク・アセットの額

Averiの額の割合に応じた額とする。 かごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDFccrはM 分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分 ないとに算出することを要する。この場合において、DFccrが当該区 が別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分 ないとに算出することを要する。

自己資本額(Kau)を算出することを要する。 合計額(DFau)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要のであります。 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_{i} DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF\*/は、当該適格中央清算機関に対する農林中央金庫の未拠出の

DF\*/は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

清算基金の額

(Kau)を計算することを要する。 計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 が号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_{i} A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{IM}{\sum_{i} IM_{i}} \cdot K_{CM}^{*}$$

IMは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した当初証拠 金の額

当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用

管理手続に積極的に関与していること。

略

(承認の基準)

使用について第二百八十三条第一項の承認をしようとするときは 次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一百八十五条 担当理事等 において「管理体制」という。)の整備について、 オペレーショナル・リスクを管理するための体制 (オペレーショナル・リスクの管理について業務執行 農林水産大臣及び金融庁長官は、 粗利益配分手法の 理事会等及び (以下この章

三 <u>~</u> 五 略

おいて同じ。

の責任が明確化されていること。

権限を授権された理事等をいう。

以下この条及び別表第一の注に

当理事等に定期的に報告が行われ、 報について、管理部門から各業務部門の責任者、 同じ。)のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情 ョナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。 をとるための体制が整備されていること。 オペレーショナル・リスク損失 (別表第二に定めるオペレーシ 当該報告に基づき適切な措置 理事会等及び担 以下

七 略

(別表第一

[表略]

理手続に積極的に関与していること。

同上

(承認の基準)

第 一百八十五条 同上

限を授権されたものをいう。 担当理事 において「管理体制」という。 オペレーショナル・リスクを管理するための体制 (オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権 以下この条及び別表第一の注にお )の整備について、 理事会等及び

(以下この章

三 <u>~</u> 五 同上

て同じ。

)の責任が明確化されていること。

六 オペレーショナル・リスク損失(別表第二に定めるオペレーシ とるための体制が整備されていること。 当理事に定期的に報告が行われ、 報について、管理部門から各業務部門の責任者、 同じ。)のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情 ョナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。 当該報告に基づき適切な措置を 理事会等及び担 以下

同上

七

[同左] (別表第一)

	7. [略]	\ <u></u>	· **	[1.	(注) *
表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。		責任を持つものでなければならない。	6. 粗利益の配分の手順は、理事会等の承認に基づき <u>担当理事等</u> が	[1. ~5. 略]	(注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。
	7. [同左]	任を持つものでなければならない。	6. 粗利益の配分の手順は、理事会等の承認に基づき <u>担当理事</u> が責	[1.~5. 同左]	(注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。